

千葉市生涯学習センター
令和6年度事業計画書

千葉市生涯学習センター指定管理者
公益財団法人千葉市教育振興財団

令和6年3月

目 次

第1章 総則	1
1 基本方針	1
2 生涯学習センター事業の基本コンセプト	1
3 重点目標	1
4 事業概要	2
5 生涯学習センター生涯学習事業体系	2
6 基本事項	6
7 管理規則、マニュアル等の作成	6
第2章 管理体制	7
1 責任体制（組織）	7
2 人員配置、業務分担	7
3 業務体制	8
4 緊急時の体制	8
第3章 運営体制	9
1 年間計画	9
2 利用料金等	9
3 利用受付及び使用許可	12
4 駐車場使用料の徴収・納入業務	13
5 地下1階及び3階フリースペースの活用	13
6 その他業務	13
第4章 生涯学習事業に関する業務	15
1 生涯学習に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業	15
2 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業	18
3 指導者等養成事業	25
4 生涯学習に関する調査及び研究事業	29
5 メディア学習に関する事業	30
6 生涯学習活動の支援に関する事業	34

第5章 維持管理業務 35

1	建築物保守管理業務	35
2	建築設備保守管理業務	35
3	清掃業務	50
4	警備業務	62
5	植栽維持管理業務	63
6	敷地内施設維持管理業務	65
7	環境衛生管理業務	65
8	備品等保守管理業務	69

第6章 自主事業 72

1	学びのきっかけづくりと市民が集う場づくり	72
---	----------------------	----

第7章 モニタリング 74

1	モニタリング実施計画	74
2	利用者懇談会の実施	74
3	第三者評価の実施	74

第1章 総則

1 基本方針

公益財団法人千葉市教育振興財団は、「市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核的施設」という本施設の設置目的を踏まえ、財団の特徴・経験、ノウハウを生かし、指定管理者制度のメリットを最大限に発揮すべく、以下の3点を重視して本施設の管理運営をしていきます。

- (1) 施策・事業目的、施設の設置目的を実現するために、本施設の管理実績を活かし、課題を克服する運営を行います。
- (2) 財団の有するノウハウを活用したサービスの向上を図るとともに、公共性、公益性に基づいた観点から、平等性を確保し、公の施設の管理運営を行います。
- (3) 市の施策実現に向けた最大限の努力と管理運営の基準等に沿った適切な運営を行うとともに、常に運営内容を見直し、検証することを通じて、管理運営の継続的改善を図ります。

2 生涯学習センター事業の基本コンセプト

「千葉市の生涯学習の中核的施設として、第6次千葉市生涯学習推進計画の計画目標（新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携・協働を図り持続可能な社会を形成できる環境をつくる）の具体化に寄与する」ことをミッションと考え、以下の4点を基本として事業を展開していきます。

- (1) 市民一人ひとりの多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供
一人ひとりの市民が自分らしく生きていくために必要なものは何か、また、様々なライフステージで求められていることは何かを踏まえて学習のプログラム化を図り、新しい時代にあった学習の機会を提供していきます。
- (2) 学びを生かしたコミュニティづくり
市民の学びや成長と地域コミュニティの活性化とが結びつくよう、学習情報・学習機会の提供や学びを還元できる場づくりを行います。
- (3) 千葉市の強みを生かした「千葉らしさ」のある事業展開
市の地域資源を積極的に活用し、市への理解や愛着を深め、ふるさと意識を醸成する学習の機会を提供します。
- (4) 生涯学習支援ネットワークの拠点施設としての役割
市内の生涯学習の中核施設として多様な生涯学習関連団体等と連携し、持続可能なコミュニティの形成につながるようなネットワークづくりに努めます。

3 重点目標

これまで実施した事業展開の成果と課題を明確にするとともに、市民の新たな学習ニーズに対応した管理運営の充実発展に努めます。

- (1) 市民の学習ニーズに応えるために学ぶ機会を総合的に提供します。「ちば」を学び親しむ「ちばカレッジ」、社会の要請に基づく「現代的課題学習」等の各種事業を展開します。また、自主事業では、独自の学習ネットワークを活用した連携事業を実施することにより、生涯学習センターのPR・利用促進に努めます。令和6年度末には、延べ受講者数36,000人の達成を目指すとともに、受講者満足度の95%以上の維持を図ります。

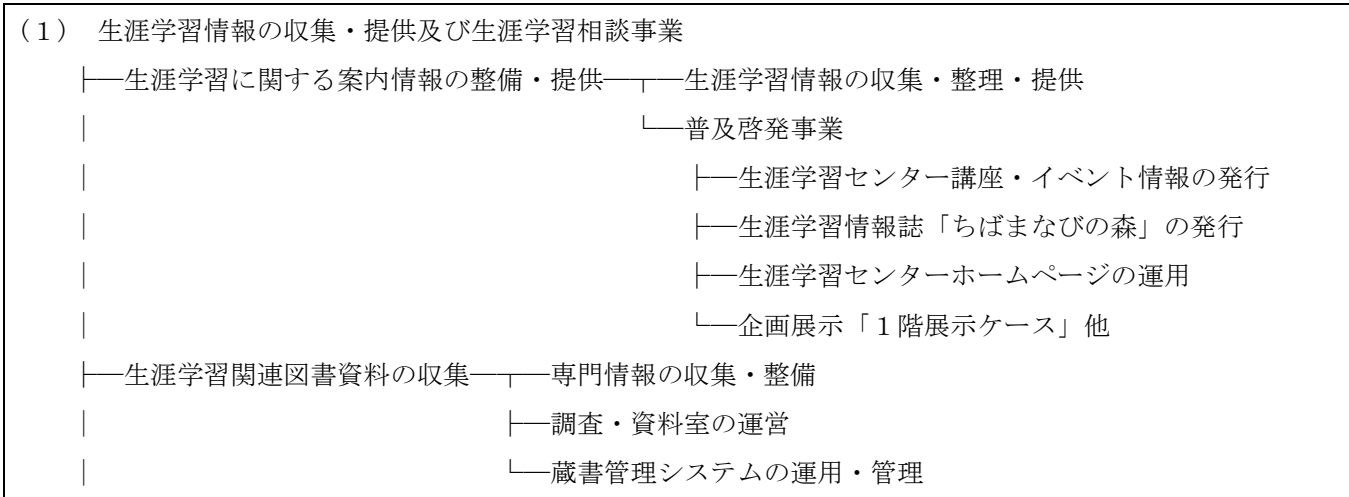
- (2) 学習成果が生きる地域づくりに努め、ちば生涯学習ボランティアセンター登録者数1,960人以上、令和6年度ボランティアコーディネート件数280件以上を目標とし、達成後も更に多くの方に利用してもらえるよう努めます。調査・資料室を積極的に活用し、ボランティア登録者の活動紹介や情報提供など、登録者が活動をアピールすることができる場を広く提供します。
- (3) 学びを支える環境づくりが重要と考え、利用者の目線に立ち、利用者からの要望等を踏まえながら、利便性の向上を目指します。また、施設稼働率の向上と施設利用者満足度の維持を図ります。具体的には、令和6年度の施設稼働率は61.0%を目標とし、利用者満足度は95%以上の維持に努めます。
- (4) 「郷土に関する事業」として、千葉に関する歴史や文化等の関連事業を千葉市と連携して開催することにより、郷土理解や郷土愛を深め、郷土教育の振興を図ります。
- (5) 地域の方々や利用者、学識経験者との率直な意見交換の場としての「利用者懇談会」や、外部の社会教育の専門家による「第三者評価」等を通じて、施設の管理運営に対する評価や新たなニーズの把握に努め、改善を図ります。

4 事業概要

生涯学習センターの設置目的である「市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核的施設」であることを十分認識し、市との適切なパートナーシップを構築した上で、以下の事業を行います。

- (1) 施設運営（施設貸出等）業務
- (2) 生涯学習事業に関する業務
 - ア 生涯学習に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業
 - イ 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業
 - ウ 指導者等養成事業
 - エ 生涯学習に関する調査及び研究事業
 - オ メディア学習事業
 - カ 生涯学習活動の支援に関する事業
- (3) 施設維持管理業務
- (4) 自主事業
- (5) モニタリング

5 生涯学習センター生涯学習事業体系



- └生涯学習相談┐ └生涯学習相談員による生涯学習相談
- | └生涯学習広場及び調査・資料室における相談
- | └生涯学習出前相談
- | └ボランティアコーディネート
- └生涯学習相談員の養成
- └公民館との連携

(2) 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業

- └ちばカレッジ (2 講座)
- └現代的課題学習┐ └多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえて取り組むテーマ
- | └防災教育 (6 講座) 【拡充】
- | └薬物問題 (1 講座) 【新規】
- | └医療・健康 (3 講座)
- | └福祉 (2 講座)
- | └国際理解・国際交流 (3 講座)
- | └消費者教育 (1 講座)
- | └男女共同参画 (1 講座)
- | └人権 (1 講座)
- | └人と動物との共生 (1 講座)
- | └情報社会の進展 (1 講座)
- └キャリア教育の支援
- | └キャリアプランニング講座 (2 講座)
- | └キャリアアップ講座 (4 講座)
- | └子どものハローワーク講座 (2 講座)
- └家庭教育の充実に関する支援
- | └家庭教育講座 (3 講座)
- | └わらべうたと絵本の会
- | └わらべうたと絵本の会<1・2歳児> (毎月1回・12講座)
- | └わらべうたと絵本の会<1歳児> (毎月1回・12講座)
- | └親子のふれあい講座 (8 講座)
- | └孫育ち講座 (1 講座)
- | └子ども読書講座 (1 講座)
- | └子育て講演会 (3 講座)
- └青少年の健全育成の支援
- | └子どもチャレンジ教室 (18 講座)
- | └「青少年の日」関連事業 (1 講座)
- | └「千葉市読書まつり」関連事業 (1 講座)
- | └「高等学校演劇発表会」関連事業
- | └高等学校演劇発表会春季・秋季 (2回)
- | └舞台講座 (1 講座)

- └─ちば生涯学習ボランティアセンターの運営
 - └─生涯学習ボランティアの登録受付・登録者名簿の作成・配布
 - └─ボランティアコーディネートの支援
 - └─情報紙「ボランティアタイム」の発行
 - └─ちば生涯学習ボランティアセンター登録者説明会
 - └─ちば生涯学習ボランティアセンターの普及・利用促進
 - └─ボランティアフェア2024の開催
 - └─ちば生涯学習ボランティアセンター登録者研修
 - └─基礎研修（1講座）
 - └─実践研修 ボランティアセンター登録者紹介講座（17講座）【拡充】
- └─研修等の受入れ───研修生・実習生の受入れ
 - └─社会教育実習（大学生）
 - └─インターンシップ（高校生・大学生）
 - └─職場体験学習（中学生）
 - └─中堅教諭等資質向上・社会体験研修（教員）

(4) 生涯学習に関する調査及び研究事業

- └─年間事業報告書「事業のあゆみ」の作成
- └─生涯学習に関する調査研究報告書の作成

(5) メディア学習に関する事業

- └─メディア学習講座───公民館出前パソコン講座（27講座）
 - └─子ども向け講座（15講座）
 - └─スキルアップ講座（8講座）
 - └─初級者向け講座（7講座）
 - └─施設ボランティアによる講座（26講座）
 - └─市民自主企画パソコン講座（4講座）
 - └─マルチメディア活用講座（12講座）
 - └─Web（e-ラーニング）学習体験
- └─視聴覚事業───
 - └─視聴覚ライブラリーの運営
 - └─16ミリ映写機操作講習会（1講座）
 - └─視聴覚ライブラリー等を活用した学習事業の企画・実施
 - └─月曜名画座（24回）
 - └─木曜名画座（24回）
 - └─親子アニメ上映会（22回）【拡充】
 - └─夏休み子ども上映会（2回）
 - └─地域交流幼児向け上映会（5回）
 - └─出前上映会（5回）

(6) 生涯学習活動の支援に関する事業

- └─市民の学習活動への支援───市民の自主的学習活動に対する指導・助言・援助
- └─市民自主企画講座（9講座）
- └─学習成果の発表の機会の確保───まなびフェスタ2024
- └─ボランティアフェア2024（再掲）

(7) 自主事業

- └─学びのきっかけづくりの推進───民間事業者等との連携による講座（4講座）
- └─博物館、大学等との連携による講座（7講座）
- └─財団職員の専門性を生かした講座（3講座）
- └─ちばが学べる施設紹介（1件）
- └─市民が集う場づくりの推進───イベントの開催
- └─ゴールデンウィークイベント（1講座）
- └─夏休み特別イベント（1講座）
- └─千葉公園商店街連携イベント（1講座）【新規】
- └─コンサート等の開催
- └─やすらぎのアトリウムコンサート（5講座）
- └─ちば映画祭定期上映会（1講座）
- └─弁天 de 落語会（1講座）【新規】
- └─まちかど寄席（1講座）【新規】
- └─新鮮野菜市等の開催（3事業）

6 基本事項

千葉市生涯学習センター設置管理条例及び千葉市生涯学習センター管理規則のほか関係法令を遵守します。公の施設であることを踏まえ、市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理をします。また、事件や事故に備え、公民館総合保障制度に加入します。

7 管理規則、マニュアル等の作成

(1) 管理運営に必要な規程等

管理運營業務の実施にあたり当財団が活用しているマニュアルは次のとおりです。

なお、指定管理者が行う業務とされているうち「管理運營業務」、「使用許可業務」により作成される文書については、「公益財団法人千葉市教育振興財団文書取扱規程」の規定に基づき、「事業実績に関する書類」に分類し、保存期間を5年として適正に管理します。

- ア 千葉市生涯学習センター受付マニュアル
- イ 千葉市生涯学習センター接遇対応マニュアル
- ウ 千葉市生涯学習センター使用許可審査基準
- エ 千葉市生涯学習センター危機管理マニュアル
- オ 千葉市生涯学習センター帰宅困難者一時滞在施設運営マニュアル

第2章 管理体制

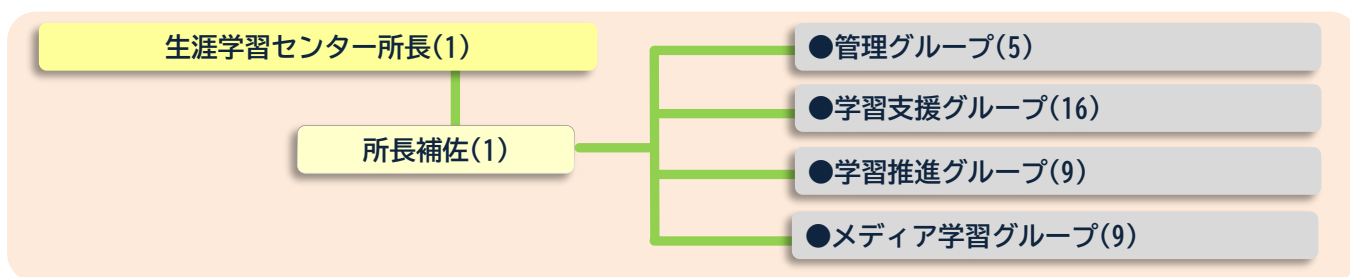
1 責任体制（組織）

（1）方針

事業部門は、学習支援グループ、学習推進グループ及びメディア学習グループで役割分担を行い、施設管理部門の管理グループとあわせ4つのグループで業務運営の効率化を図ります。指定管理業務全般の総括責任者及び業務責任者は所長とし、職務代理者は所長補佐とするほか、各グループの統括責任者としてマネージャーを配置し、常駐の委託業者についても責任者を選任します。

（2）組織体制

職員数 41人（正規職員 9人、契約職員 7人、嘱託員 19人、非常勤職員 6人）



2 人員配置、業務分担

職種（職名）	雇用形態	人数	勤務日数（月平均）	担当業務の内容
所長	契約	1	21	センターの統括
所長補佐	正規	1	21	センターの統括補佐
管理グループマネージャー	嘱託	1	21	管理グループの統括
学習支援グループマネージャー	正規	1	21	学習支援グループの統括
学習推進グループマネージャー	正規	1	21	学習推進グループの統括
メディア学習グループマネージャー	嘱託	1	21	メディア学習グループの統括
管理グループ職員	正規	2	21	施設維持管理業務、施設運営業務
	契約	1	21	
	嘱託	1	17	
学習支援グループ職員	正規	1	21	学習支援業務 （生涯学習情報の収集・提供、生涯学習相談、指導者養成業務、調査研究）
	契約	3	21	
	嘱託	7	12～21	
	非常勤	4	17	
学習推進グループ職員	正規	2	21	学習推進業務 （生涯学習に関する講座・イベント等の企画運営、センター情報紙の作成）
	契約	1	21	
	嘱託	4	17～21	
	非常勤	1	17	
メディア学習グループ職員	正規	1	21	メディア学習業務 （メディア学習に関する講座・イベント等の企画運営、視聴覚事業、ホームページの運営）
	契約	1	21	
	嘱託	5	12～21	
	非常勤	1	17	

3 業務体制

1日における標準的な人員配置は以下のとおりです。

配置場所	時間帯	配置する職名
事務室	8:30～17:15	正規職員及び契約職員 12人
	9:00～17:45	
	8:30～16:30	嘱託員 7人
	9:00～17:00	
	9:00～16:00	非常勤職員 4人
調査・資料室	9:00～17:00	嘱託員（学習相談員） 1人
生涯学習広場	9:00～17:00	嘱託員（学習相談員） 2人

4 緊急時の体制

(1) 危機管理

施設利用者の安全確保のため警備員及び監視カメラにより施設内の事故や災害に備えるほか、危機管理マニュアルの活用などにより職員の危機管理意識の向上を図ります。

また、消防計画書に基づき、年2回の防災訓練を実施します。

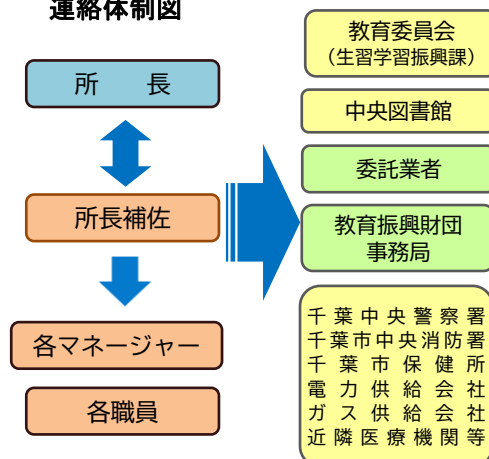
(2) 連絡体制

ア 警察・消防をはじめとした関係機関、教育委員会、中央図書館、財団事務局、各委託業者に対して迅速に連絡ができる「緊急連絡体制」を構築します。

イ 生涯学習センター職員の連絡網を作成し、緊急時の対応に万全を期します。

ウ 事故・災害が発生した際には、現場職員が「危機管理マニュアル」に基づき的確に対応するとともに、「緊急連絡網」により速やかに連絡を行います。

連絡体制図



(3) リスク対応

事件・事故や災害等に備え、引き続き公民館総合保障制度に加入します。

※公民館総合保障制度の概要

賠償責任補償	1事故あたり2億円
行事傷害補償	死亡等1,000万円
	入院1日あたり6,500円 通院1日あたり3,000円
弔意金・見舞金	1件あたり10万円（急性疾病入院は1万円）

第3章 運営体制

1 年間計画

(1) 開館日・開館時間

次の休館日を除く通年開館とし、開館時間は9時～21時とします。

ただし、予約時に開館前及び閉館以降に使用する希望があれば、適宜対応します。

ア 毎月第4月曜日（祝日法の休日にあたるときは、その翌日）

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 優先利用（利用調整）計画

市又は国・県等が実施する主催・共催事業、指定管理者受託事業等については、優先的に施設を確保します。なお、アトリウムガーデン及びエントランスホールについては、生涯学習センターや国、県、市の主催事業など公共性・公益性が高く、生涯学習センターの管理上支障のないものについて、使用を許可します。

2 利用料金等

生涯学習センター各施設及び附属設備の利用受付を行うとともに下表の利用料金を徴収します。支払方法については、窓口での現金払いの他、キャッシュレス決済や銀行振込での支払いも可能としています。

施設の利用受付に際しては手続きを適正に行うとともに、附属設備の利用者に対し、使用方法の説明、指導等のサポートを行います。

また、利用者の利便性及び快適性の向上を図るため、管理運営をする中で生じた問題については、職員及び関係職員との情報共有を密に行い、問題の解決に努めていきます。

(1) 利用料金等

ア 施設利用時間帯区分・利用料金

区 分	条例上の上限 (1日につき)	利 用 時 間 帯 区 分			
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00
ホール (平日)	53,210円	13,350円	18,500円	13,350円	44,810円
(土日祝日)	53,210円	13,870円	25,450円	13,870円	52,960円

区 分	条例上の上限 (1日につき)	利 用 時 間 帯 区 分				
		午前 9:00～ 12:00	午後A 12:30～ 15:00	午後B 15:30～ 18:00	夜間 18:30～ 21:00	全日 9:00～ 21:00
研 研修室1・2・3	9,080円	2,380円	2,230円	2,230円	2,230円	8,650円
修 大 研 修 室	25,930円	6,760円	6,380円	6,380円	6,380円	25,460円
室 工 芸 研 修 室	11,090円	1,980円	1,850円	1,850円	1,850円	7,120円

	小 会 議 室	5,730 円	1,500 円	1,390 円	1,390 円	1,390 円	5,600 円
	特 別 会 議 室	25,050 円	2,420 円	2,280 円	2,280 円	2,280 円	8,960 円
	ミーティングルーム		750 円	690 円	690 円	690 円	2,750 円
	和 室	9,210 円	2,400 円	2,250 円	2,250 円	2,250 円	8,650 円
マルチメディアスペース	小 ホ ー ル	22,110 円	4,740 円	4,400 円	4,400 円	4,400 円	17,820 円
	パ ソ コ ン 学 習 室	23,220 円	6,060 円	5,700 円	5,700 円	5,700 円	22,910 円
	ス タ ジ オ	13,810 円	3,590 円	3,380 円	3,380 円	3,380 円	13,240 円
	多 目 的 室	10,180 円	1,130 円	1,030 円	1,030 円	1,030 円	4,070 円
	映像音声加工編集ブース (1 ブースにつき)	3,250 円	ブース時間貸し・10カ所(1時間あたり各160円) ※全ブース利用は1時間あたり510円				
	アナウンスブース	1,290 円	330 円	300 円	300 円	300 円	1,220 円
	デジタル音楽室 1・2	990 円	160 円	160 円	160 円	160 円	610 円
	音 楽 ス タ ジ オ	13,490 円	3,520 円	3,320 円	3,320 円	3,320 円	13,240 円

時間帯区分 施設名	条例上の上限 (1日につき)	A区分 9:00～15:00	B区分 16:00～21:00	全日 9:00～21:00
食文化研修室	12,550 円	3,050 円	2,540 円	5,090 円

イ 利用料金の割引

空き施設の利用効率を高めるため、以下の場合には、利用料金を割引します。

- (ア) ホール使用者が使用当日29日前から前日までで練習のみに使用する場合：施設利用料金の30%相当額を割引します。

以下の施設を直前(当日～6日前)に使用許可申請する場合：施設利用料金の30%相当額を割引

- ・研修室1/2/3
- ・大研修室
- ・食文化研修室
- ・和室
- ・特別会議室
- ・小会議室
- ・パソコン学習室
- ・多目的室
- ・音楽スタジオ

※研修室と小会議室は、夜間区分を除く

- (ウ) 工芸研修室・小ホール・スタジオの午前～夜間区分、研修室・小会議室の夜間区分を直前(当日～6日前)に使用許可申請する場合は、下記の料金とします。

時間帯区分 施設名	午前 9:00～12:00	午後A 12:30～15:00	午後B 15:30～18:00	夜間 18:30～21:00	全日 9:00～21:00
工芸研修室、小ホール、スタジオ	780 円	720 円	720 円	720 円	2,850 円
研修室1/2/3、 小会議室	-	-	-	720 円	-

ウ 附属設備利用料金

区分	品目	単位	金額 (施設の利用時間 帯区分ごとに)	備考
舞台設備	ホール照明セット(ボーダーライト、アッパー ホリゾンライト、フロントサイドスポットライ ト、シーリングスポットライト)	1式	2,710円	
舞 台 設 備	ホール音響セット	1式	3,300円	
	演台・花台	1式	520円	司会台を含む
	会議机	1台	200円	
	椅子	1脚	50円	
	コントラバス用椅子	1脚	100円	
	ピアノ椅子	1脚	300円	
	指揮者用譜面台	1台	150円	
	演奏者用譜面台	1台	50円	
	指揮台	1台	300円	
	山台(平台)	1式	6,020円	
	プログラムスタンド	1台	100円	
映 像 設 備	ビデオプロジェクター、スライドプロジェク ター、OHP、書画カメラ	1台	1,010円	可動式
	大型プロジェクター	1台	1,960円	
	スクリーン(ホール専用370インチ)	1式	860円	
	スクリーン	1式	200円	
	AVワゴン(Bluray/VHSデッキ)	1式	1,220円	
	16ミリ映画フィルムコンバーター	1台	1,860円	
音 響 設 備	有線マイク・マイクセット	1式	230円	床置型、卓上型
	ワイヤレスマイクセット	1式	500円	ハンド型、 タイピン型
	カセットデッキ(CD、MD、カセット)	1式	200円	
楽 器	国産フルコンピアノ	1台	6,600円	
	電子ピアノ	1台	860円	
	楽器・アンプセット(ドラムス、シンセサイ ザー、ボーカルアンプ、ギターアンプ)	1式	1,630円	
そ の 他	電子白板	1台	430円	
	展示用パネル・白板・掲示板(ホール)	1台	100円	可動式

エ 加算額

市民の学習活動を最優先に考え、物品の販売その他の営利を目的とした行為を行う場合は、80%の割増料金を徴収します。

また、入場料等を徴収する場合には、千葉県生涯学習センター設置管理条例第11条に規定する委員会規則に基づいて適正な割増料金を加算します。

許可を受けた区分での時間帯を超えての使用は、次の区分の利用者に影響するため原則として認めません。ただし、次の区分の利用者に影響しない場合は、許可を受けた区分の時間帯を超えての使用を認めますが、千葉県生涯学習センター設置管理条例第11条に規定する委員会規則に基づいて適正な料金を加算します。

オ 減免額

千葉県生涯学習センター設置管理条例第12条に規定する委員会規則で定める、障害者及び障害者団体が使用する場合の利用料金の減額は、50%相当額とします。

カ 利用料金の返還

千葉県生涯学習センター設置管理条例第13条ただし書きに規定する委員会規則で定める、使用期日の7日前（ホールにあっては、30日前）までに使用取消を届け出た場合の返還額は、80%とします。

キ 施設の稼働率の目標

稼働率は、下表のとおりとなっています。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
稼働率	57.9%	40.51%	47.66%	55.28%	61.0%（目標）
増減	-5.0	-17.39	+7.15	+7.62	

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類感染症に位置付けられましたので、利用者の自主的な感染防止対策をベースとしながら、稼働率61%を目標に利用の促進に努めていきます。

3 利用受付及び使用許可

条例及び規則で規定する基準に従い、施設利用の受付及び使用許可を行います。

施設の利用については、利用者が提出した施設使用許可申請を「千葉県生涯学習センター使用許可審査基準」に従って審査し、使用を許可します。その際に施設利用料金を徴収します。なお、遠方等の理由により来館が困難な場合は、電話による施設の利用受付や利用料金の銀行振込による支払いにも対応します。

また、以下の仮予約サービスも行っています。

《仮予約サービス》

毎月1日に6か月先の貸出施設の空き情報を公開し、仮予約サービスを行い、申込みが完了するまで利用希望施設を確保します。ただし、仮予約には有効期限を定め、有効期限内に受付窓口において申込みを行わない場合は、仮予約を取消することとします。

(1) 抽選仮予約

利用希望日の属する月の6ヶ月前の月の1日から7日を抽選予約期間とし、インターネットから仮予約を受け、その後抽選を行い、利用者へ抽選結果をお知らせします。

当選した抽選仮予約の有効期限は毎月10日から24日とします。

(2) 先着仮予約

抽選の後、空いている施設は、利用希望日の6ヶ月前の10日から下記の方法及び期間で受け付けます。

ア インターネット・・・利用希望日の6ヶ月前の10日から2日前まで

イ 電話、窓口・・・利用希望日の6ヶ月前の10日から当日まで

先着仮予約の有効期限は7日間とします。

4 駐車場使用料の徴収・納入業務

駐車場の利用者から、使用料を徴収し、教育委員会の指定する金融機関に翌営業日（全館休館日前日分は翌々営業日）に納入します。ただし、台風・地震等の諸事情でやむを得ない場合は、延期することもあります。

駐車場使用料の減免について、千葉市生涯学習センター設置管理条例第15条、千葉市生涯学習センター管理規則第15条の規定に基づいて処理するとともに、千葉市生涯学習センター駐車場管理規程に基づき身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の所有者については、手帳及び障害者手帳アプリ「ミライロID」の画面提示により対応します。

5 地下1階及び3階フリースペースの活用

ラウンジ・ポケットパーク、ブラウジングカフェ及びプレイルームに区分し、下表のとおり活用を図ります。

ラウンジ・ポケットパーク	主催事業以外の時間帯は、小学生を対象に自習室等として開放することで、小学生の居場所づくりを推進するとともに周辺住民の施設利用を図ります。また、主催事業のイベントやワークショップの実施等にも活用します。
ブラウジングカフェ	事業提携している Schoo（スクー）の動画学習サービスなどの活用による Web 学習（e-ラーニング）体験の場とします。
プレイルーム	団体利用の予約がない時間帯（9時～17時）は、就学前の子どもと保護者が自由に過ごせるスペースとして一般開放します。

6 その他業務

(1) 接客等

施設利用者の利便性及び安全性に十分配慮した接客等を行います。施設に関する要望や苦情に対して、誠意を持って適切に対応できるよう受付担当者との情報共有や連携を強化し、要望や苦情に対する対応の状況については速やかに教育委員会へ報告します。

(2) 広報活動

見やすく、分かりやすいホームページの作成に努めるとともに、施設案内のパンフレット、情報紙等による広報活動を効果的に行います。また、若年層の利用を拡大するため SNS などの媒体も積極的に活用します。

(3) 利用者支援

各種問合せや見学者への対応など、施設利用者の円滑な活動のための必要な支援を行います。

(4) 職員研修

職員に対して、必要に応じて内部研修を実施します。また、専門的な知識を習得するため、外部研修への参加機会の提供や、社会教育主事等の資格取得を支援します。

(5) その他

利用者の急病や災害時には、千葉市や医療機関、関係機関と協力し、的確な対応を図ります。また、事件や事故等については、速やかに教育委員会へ報告します。

第4章 生涯学習事業に関する業務

1 生涯学習に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業

社会情勢の変化や、市民一人ひとりの学習ニーズに対応した情報の収集と提供を行います。また、学習相談員による市民に寄り添ったきめ細かな対応を心掛けていきます。

(1) 生涯学習に関する案内情報の整備・提供

ア 生涯学習情報の収集・整理・提供

積極的に最新のポスター・チラシ、パンフレット等の案内情報の収集・整理を行い、わかりやすい情報発信となるように努めます。また、閲覧するチラシ等の一部は、持ち帰りができるように市民に提供します。

案内情報は施設別にファイリングし、配架の有無等が探しやすいよう適切に管理するとともに、学習相談等で活用していきます。

生涯学習広場の運営

開室時間	9:00～21:00（休館日・年末年始を除く）※
構成	資料コーナー、相談コーナー、雑誌コーナー、閲覧コーナー
提供資料	施設案内、講座案内、イベント案内、専門学校、大学、大学院、社会人入試・公開講座、通信教育、仕事・資格取得、定期刊行物、名簿・サークル一覧、参考資料等 【ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレット、図書・雑誌、その他】

※生涯学習広場に専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）を配置し、配架資料の受付を行うとともに、市民からの相談に的確に対応します。（受付時間 9:00～17:00）

イ 普及啓発事業

(ア) 生涯学習センター講座・イベント情報の発行

生涯学習センター主催講座や上映会、催物の案内を年6回発行し、生涯学習センターに配架します。

また、学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、区役所等で配布するほか、生涯学習センターホームページで公開します。

予定発行部数：8,000部、年6回

令和6年度 予定発行月：4月 6月 8月 10月 12月 2月

(イ) 生涯学習情報誌「ちばまなびの森」の発行

生涯学習に関する情報誌は、年3回発行し生涯学習センターに配架します。

また、学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、区役所等で配布するほか、生涯学習センターホームページで公開します。夏休み前の号（7月号）を市内の小・中・特別支援学校の児童・生徒に配付し、夏休みにおける生涯学習施設の利用や親子でのイベント参加を促すなど、児童・生徒の学習活動の促進を図ります。

発行部数及び発行予定月（年3回）：

令和6年度 77,400部（7月）、6,900部（11月）、6,900部（3月）

(ウ) 生涯学習センターホームページの活用

生涯学習に関する最新の情報を内容ごとに分類し、公開します。市内で開催される講座・イベント情報や公民館等の学習サークル情報をデータベース化し、ホームページ上で公開します。また、生涯学習広場に配架する講座・イベント情報やサークル情報も随時公開します。

(エ) 企画展示

市民の生涯学習に対する関心を高めるため、講座の紹介や地域の生涯学習活動、ちば生涯学習ボランティアセンター登録者の活動実績や生涯学習活動に役立つ資料を、1階展示ケース、生涯学習広場、調査・資料室等で展示します。

(2) 生涯学習関連図書資料の収集

ア 専門情報の収集・整備

生涯学習・社会教育に関する図書、刊行物、行政資料、関係機関・団体の資料、雑誌等の専門情報を購入や寄贈等によって収集・整備します。また、収集した図書資料は、蔵書管理システムに登録し、整備して配架します。

資料の管理を適正に実施するため、無断持ち出し防止装置に対応した磁気テープを貼付し、紛失を防止するとともに、蔵書点検を行います。

専門情報の収集・整備にあたっては、千葉市図書館情報ネットワーク協議会等に加盟し、収集・整備に努めます。

イ 調査・資料室の運営

調査・資料室に専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）を配置し、資料閲覧の受付を行うとともに、市民からの相談等に的確に対応します。

市や財団及び生涯学習センター・公民館の職員をはじめ、センター施設ボランティア、「ちば生涯学習ボランティアセンター」の登録者、市内の小・中・特別支援及び高等教育機関等の職員に対して、図書・資料の貸出を実施します。

資料閲覧用のテーブルを配置し、気軽に調査・資料室を利用できるようにします。また、ちば生涯学習ボランティアセンター登録者活動紹介講座やボランティアコーディネートの会場としても活用します。

入室者数は、市へ報告します。

開室時間	9：00～17：00（休館日・年末年始を除く）
提供資料	図書（刊行物、行政資料、団体資料、雑誌合本約25,000）、雑誌（約40）
運営内容	図書・資料の貸出、閲覧受付、生涯学習相談等、ちば生涯学習ボランティアセンターの情報提供

ウ 蔵書管理システムの運用・管理

収集した資料の書誌情報はデータ化して適正に管理するとともに、蔵書データベースをホームページから検索できるようにして、利用者の利便を図ります。また、データは随時更新し利用の促進に努めます。さらに、企画展示ごとに登録データを更新し、展示しているテーマの表示を明確にするるとともに、ホームページ上で閲覧できるようにします。

(3) 生涯学習相談

ア 生涯学習相談員による生涯学習相談

(ア) 生涯学習広場及び調査・資料室における相談

専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）を配置し、市民の生涯学習に関する相談にきめ細やかに対応します。相談者の生涯学習活動が更に発展していくよう、次なるステップを意識した助言や必要な情報の提供をします。相談は面談、電話だけでなくメール等からも受付を行い、的確な情報を提供します。

また、相談内容の記録を蓄積し、相談員の間で共有することによって、複数の相談員で行っている学習相談業務を円滑に進め、利用者の相談に対応します。

受付時間	9：00～17：00（休館日・年末年始を除く）
受付方法	面談（1階生涯学習広場、2階調査・資料室） 電話、ファクシミリ、郵便、相談票、電子メール
内 容	講座・教室、イベント、施設、団体・グループ、講師・指導者、教材・機材、資格、情報源（資料等）、学習計画・立案等、その他
担 当	生涯学習相談員兼コーディネーター（6人）

(イ) 生涯学習出前相談

子どもルーム・放課後子ども教室の事業説明会や研修会等に出向き、学習相談やボランティアセンターの紹介を行います。また、より多くの市民の生涯学習活動の促進を図るため、市内商業施設でシルバ一人材センター及び生涯現役応援センターと合同で出張相談会を実施します。

(ウ) ボランティアコーディネート

登録ボランティアに活動の場を提供するため、ホームページ等により広報活動を行い市内公共施設等の依頼に応じてボランティアコーディネートを行います。また、必要に応じてコーディネート成立後も、依頼者及び登録ボランティアが前向きに活動に臨めるようボランティア活動の支援を行います。

イ 生涯学習相談員の養成

生涯学習に関する専門的な知識や技能を習得する研修を実施するだけでなく、他の生涯学習施設の現地研修や他機関職員などとの交流を図ることによって相談員の資質の向上を図ります。

研 修 名	主 催	会 場	時 期
相談員初任者研修	生涯学習センター	生涯学習センター	6月予定
相談員専門研修	生涯学習センター	未定	10月予定

上記の他、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、さわやかちば県民プラザ等が開催する研修会等に必要に応じて派遣します。

ウ 公民館との連携

公民館で実施する学習相談において、これまで生涯学習センターで培ってきた学習相談業務に関するノウハウ（相談受付票・学習相談レファレンス集等）の活用を図ります。また、講座の開催にあたっては、ICT（オンライン等）を活用した事業を積極的に推進するなど、更なる連携強化を図ります。

2 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業

市民が生涯学習の中で自己実現を図り、社会の課題や地域の実情に目を向け、自ら学ぼうとする意欲と能力を培い、課題解決に取り組む主体的な態度を養うことができるよう、学習の機会を提供していきます。

また、従来の現代的課題の中で必要とされてきた「社会性」「公共性」「現代性」「緊急性」といった観点と併せて、より市民の実態に合い、千葉市の強みを生かした「千葉市らしさ」のある学習機会の提供を行います。この点においては、地域の人材や各種施設・機関等と連携し、地域のネットワークを活用していきます。

事業実施にあたっては、個人の要望とともに、社会の要請にも重点を置き、市民一人ひとりの生涯学習活動の支援が、よりよい地域社会の形成に繋がっていくという視点をもって行います。市民の継続的な学習のニーズに応えられるよう、多様なプログラムを展開するとともに、より主体性の高い学習に繋がっていくよう事業を展開していきます。

(1) ちばカレッジ

千葉市とその周辺を「ちば」と定義し、「ちば」に関わる事象等を対象にして、多角的・専門的・総合的な学習プログラムにより、「ちばを学び創る学習」を実施します。「ちばへの興味・関心→発見・発掘→郷土意識の高揚→地域参加」を意識したプログラムの展開を図ります。講義とともに訪問見学・現地研修などを実施し、最終回では、学習の成果としてレポート発表を行います。

なお、受講料は各6,000円（障害者は半額）です。

ア 「ちば再発見」

区分	目的（ねらい）			
事業名等	内容	対象	講座数	各定員
ちば再発見	千葉市内の注目スポットについて学ぶことで、千葉市をより深く知るとともに、千葉市の魅力を探る。			
関連講座	千葉市内の注目スポットの魅力に触れることを通して千葉市を学ぶ	市民	1	25

イ 「ちばアート」

区分	目的（ねらい）			
事業名等	内容	対象	講座数	各定員
ちばアート	千葉市と美術との関わりについて学ぶことで、千葉市をより深く知るとともに、千葉市の魅力を探る。			
関連講座	千葉市と美術との関わりを知ることを通して千葉市を学ぶ	市民	1	25

(2) 現代的課題学習

現代的課題を、社会の急激な変化に対応し人間性豊かな生活を営むために人々が学習する必要のある課題と定義し、社会の要請と併せて、各種調査の結果から得た市民ニーズ、学習者の声などの実態を踏まえてプログラム化を図ります。

多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえて取り組むテーマとして、防災教育、平和教育、医療・健康、福祉、国際理解・国際交流、消費者教育、男女共同参画等を取り上げます。また、市の施策を反映して継続的に取り組むテーマとしては、キャリア教育の支援、家庭教育の充実に関する支援、青少年の健全育成の支援、高齢化社会への対応が挙げられます。

これらのテーマは、継続的に実施することにより、課題解決のために自ら取り組む主体的な態度を養うことを目的として、講義内容や学習方法を見直し、より効果的な運営を目指します。

ア 多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえて取り組むテーマ

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数
(ア) 防災教育	防災についての意識を高めるための学習機会を提供する。			
防災講座	避難行動や自己防災等について	市民	1	30
けやきコンサート	千葉県消防音楽隊によるコンサートと、身近な場所で起きやすい災害と防災のお話		1	140
普通救命講習	市民向けの救命講習		4	20
(イ) 薬物問題	薬物問題について考える学習機会を提供する。			
関連講座	薬物問題に関する講演会	市民	1	40
(ウ) 医療・健康	健康で自分らしく日常生活を送ることができるよう、健康に対する意識を高め、けがや病気の予防あるいは対処法についての学習機会を提供する。			
関連講座	ウォーキング講座	市民	1	30
女性のための健康講座	世代ごとの女性のヘルスケアについて	市民（女性）	2	20
(エ) 福祉	市民誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るための学習機会を提供する。			
世界自閉症啓発デーin ちば	自閉症への理解を深めるための展示やミュージカル、コンサート等 【共催】世界自閉症啓発デーin ちば実行委員会 他	市民	1	未定
関連講座	発達障害の特性や支援の仕方について 【共催】発達障害者支援センター		1	未定
(オ) 国際理解・国際交流	グローバルな現代社会において、国を越えて、理解・協力し互いに尊敬と信頼をもって共生するための資質や能力を育む。			
国際理解展示	北方領土に関わる展示・北朝鮮拉致問題にかかわる展示 【共催】千葉県総合企画部政策企画課	市民	1	—
外国語おはなし会	英語による読み聞かせや歌・手遊びなど 【共催】中央図書館	5歳児～小学生	2	20
(カ) 消費者教育	自立した消費者として、安心して安全で豊かな生活を営むために必要となる知識			

区分	目的（ねらい）			
事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	（食の安全・安心、悪質商法による被害防止、生活設計に関する課題など）を学習する機会を提供する。			
消費生活講座	未定 【共催】消費生活センター・日本FP協会千葉支部	市民	1	60
(キ) 男女共同参画	ジェンダー平等の観点から、女性の社会参画や権利について現状を知り、考える機会を提供する。			
関連講座	未定 【共催】男女共同参画センター	市民	1	15
(ク) 人権	市民一人ひとりが、お互いの違いを尊重し、多様性を認め合うことの大切さについて考える機会を提供する。			
関連講座	未定	市民	1	20
(ケ) 人と動物の共生	人と動物の共生について考える学習機会を提供する。			
関連講座	イノシシに関する講演会	市民	1	20
(コ) 情報社会の進展	高度な情報化社会への進展について考える学習機会を提供する。			
関連講座	未定	市民	1	20

イ キャリア教育の支援

常に変化し続ける現代社会の中において、自分のキャリア（生き方・働き方）を、自分自身で描くことができるように支援していきます。

区分	目的（ねらい）			
事業名等	内容	対象	講座数	各定員
(ア) キャリアプランニング講座	自己理解を深め、キャリア形成力を高めるための学習の機会を提供する。			
関連講座	多様な生き方や自分自身のライフプランについて考える講座	市民	2	20
(イ) キャリアアップ講座	働いている方、就職を考えている方向けに、職場で役立つスキルを中心とした学習機会を提供する。			
関連講座	未定	市民	1	20
しごと応援ゼミ	未定 【共催】男女共同参画センター	市民（女性）	3	12
(ウ) 子どものハローワーク	日々の仕事に当たる職業人の姿から、「働く」ことに対する多様な価値観、選択肢が存在することを学ぶ機会を提供し、小・中学生の職業観を育む。			
子どものハローワーク	世の中にある様々な職業を紹介	小・中学生	1	30
	科学者への道 【共催】生涯学習振興課	中学生～大学生	1	未定

ウ 家庭教育の充実に関する支援

安心して子育てをするための学習の機会と、子育てに関わる人々の交流の場をつくることを目的に実施します。乳幼児を持つ保護者は他の保護者と接する機会がそれほど多くないことから、親子で参加できる講座等の学習機会を提供します。なお、乳幼児を持つ保護者も参加しやすいよう、自宅での学習が可能となるオンライン講座も実施します。

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
(ア) 家庭教育講座	保護者同士の交流と家庭教育の支援を目的として実施する。子どもの発達過程や子育てを行う上での保護者の役割について学ぶ機会を提供する。				
関連講座	子どもの思春期までの発達過程や取り巻く環境について《オンライン開催予定》	市民(子育て中の保護者)	1	20	
	未定		1	未定	
	H S Cの特性と支援の方法について		1	10～12	
(イ) わらべうたと絵本の会	わらべうたや読み聞かせを通して、言葉の楽しさを味わいながら、子どもの感性や想像力を育む学習機会を提供し家庭教育を支援する。				
わらべうたと絵本の会(1・2歳児)	わらべうたと手遊び、絵本の読み聞かせ 【共催】中央図書館	1・2歳児とその保護者	12	10組	
わらべうたと絵本の会(1歳児)		1歳児とその保護者	12	10組	
(ウ) 親子のふれあい講座	親子がふれあう体験を通じて、よりよい親子関係の構築や子どもの健やかな発達を促すとともに、未就園児のいる保護者の情報交換、共有の場を提供し、家庭教育の充実を支援する。				
親子であそぼう	子どもと保護者で簡単にできる手遊びや集団遊び、手作りおもちゃの作製など	1・2歳児とその保護者	2	10組	
子育てサロンマミィくらぶ	乳幼児期の親子の触れ合い遊びや専門家のお話など 【共催】社会福祉協議会中央地区部会	乳幼児と保護者	6	4組	
(エ) 孫育ち講座	専門家による新しい知識を提供することにより、祖父母世代や地域の子育て支援者が親世代の子育てサポートを行っていただけるよう支援する。				
関連講座	孫の健やかな育ちのための知識や最近の子育てを巡る状況について	市民	1	30	
(オ) 子ども読書講座	中央図書館の児童書研究部門を市民に広く周知するとともに、家庭での子どもの読書活動の推進を図るための学習の機会を提供する。				
関連講座	未定 【共催】中央図書館	市民	1	80	
(カ) 子育て講演会	子どもの成長や子育てにかかわる正確な情報と、実践的な知識を身につける場を提供する。				
関連講座	子どもの心身症について	市民(子育て中の)	1	12	

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
		《オンライン開催予定》	保護者)		
		小児科医による講座 【共催】 弁天保育所		1	未定
		教育相談の専門家による講座 【共催】 教育センター・養護教育センター		1	未定

エ 青少年の健全育成の支援

子どもたちに人とのふれあいや様々な体験を通して学ぶことの楽しさを伝え、未来を担う子どもたちの育成を支援します。

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	(ア) 子どもチャレンジ教室	子どもの社会性やコミュニケーション能力、感性などを育む、体験の場を提供し、青少年の健全育成を支援する。			
	子どもチャレンジ教室	夏休み科学工作教室 夏休み自由研究個別相談会 子ども短歌教室 子ども理科実験教室 たのしいこくごチャレンジ 箏のお稽古体験&発表会 木更津高専サイエンススクエア 国立天文台「望遠鏡を作ってちばの夜空を見てみよう」 他	小学生	18	未定
	(イ) 「青少年の日」関連事業	「青少年の日」フェスタの趣旨に賛同し、異年齢、異校区の子どもたちが楽しみながら触れ合うことのできる機会を提供する。			
	関連講座	未定 【共催】 千葉市・「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業実行委員会	小学生	1	未定
	(ウ) 「千葉市読書まつり」関連事業	千葉市中央図書館の主催する「千葉市読書まつり」の趣旨に賛同し、子どもの読書活動を推進するため、言葉や本に親しむきっかけづくりを行う。			
	関連講座	未定 【共催】 中央図書館	小学生	1	未定
	(エ) 「高等学校演劇発表会」関連事業	学習活動の成果を発表する場となる高校演劇発表会の開催を支援することで、青少年が交流し、学び合う機会を提供する。【共催】 千葉県高校演劇連盟第8地区			
	高等学校演劇発表会（春季・秋季）	千葉市内の高等学校演劇部の発表（演劇発表）※参加校：14校程度	千葉県高校演劇連盟第8地区の演劇	2	300

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	舞台講座	高校演劇発表会の実施に向けた音響や照明、舞台機構などの基本的な知識、操作方法について	部生徒	1	50

オ 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展に対応するため、生きがづくり、仲間づくりや健康・福祉に関する講座の開催等、様々な学習活動を支援します。

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	高齢化社会への対応	超高齢社会の中、中高年世代が抱える課題を掘り起こし、安心して「若い」を迎えられるよう学習の機会を提供する。			
	関連講座	わかがえり塾 春・夏（まなサポ11） 認知症講座 遺産相続講座 健康講座 他	市民（60歳以上）	6	30

(3) 郷土に関する事業

千葉市ならではの特色ある歴史、文化、自然などをテーマにした多彩な学習プログラムを加曾利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センターと連携して実施することで、郷土理解、郷土愛を深めていきます。

ア 市内博物館等との連携講座

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	市内博物館等との連携講座	市内の博物館等と連携し、郷土ちばの歴史や文化について学ぶ機会を提供する。			
	埋蔵文化財調査センターとの連携展示	千葉市遺跡発表会	市民	1	200
		千葉市遺跡発表会展示		1	—
		埋蔵文化財に関する展示		年2回	—
	加曾利貝塚博物館との連携講座	縄文時代研究講座		8	40
	郷土博物館との連携講座	千葉市史研究講座		1	100

イ 千葉市の特色や魅力を学ぶ

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	千葉市の特色や魅力を学ぶ講座	千葉市の風土や地理、文化・産業などを学び、郷土への理解、ふるさと意識の醸成を図る。			

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	関連講座	郷土の食に関する講座	未定	1	未定
		郷土の特色や魅力に関する講座		2	未定
		大人のための社会科見学		1	未定
		千葉県ものしり検定	小学3年生～ 中学3年生	1	25

3 指導者等養成事業

生涯学習の推進には「人づくり」が重要であるという認識に立ち、コミュニケーション力、コーディネート力のある人材の育成を図ります。多様な学習活動や地域活動において求められる能力を高める研修を行い、実践に繋がるような支援等を行います。

(1) 指導者の養成

ア 生涯学習指導者研修

区分	目的 (ねらい)				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
(ア) 基礎研修	ボランティアをはじめとする市民公益活動や、生涯学習・社会教育活動を円滑に行っていく上で、基礎となる知識を習得する機会を提供する。				
関連講座	春からはじめるボランティア！身近な5施設活用術 【共催】千葉県ボランティアセンター・国際交流協会・市民活動支援センター・生涯現役応援センター	市民	1	20	
	ボランティア基礎講座		1	20	
(イ) 実践研修	生涯学習・社会教育関係団体、ボランティアグループの指導者等を対象とし、その活動に必要な実践的な知識や技術を習得する機会を提供する。				
関連講座	コミュニケーション研修 参加型学習の手法講座 (会議運営技術等) 広報関連講座 等	生涯学習・社会教育関係団体、ボランティアグループ等で活動している方	3	30	
(ウ) 学校・地域支援者研修	学校や地域で活動するために必要な知識や技術を習得する機会を提供し、学校や地域を支援する人材を養成する。				
放課後子ども教室コーディネーター等研修	講演、実技、情報交換等 【連携・協力】教育委員会生涯学習振興課	放課後子ども教室コーディネーター及び実行委員等	2	40	
P T A・保護者会役員研修	P T A活動についての理解と情報交換等 【共催】千葉県 P T A 連絡協議会	小・中・特別支援学校の P T A・保護者会の役員	2	40	

イ 生涯学習関係職員研修

区分	目的 (ねらい)				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
公民館職員研修	市民の生涯学習活動を支援するために必要な知識や技術を習得する機会を提供し、生涯学習関係職員の育成を図る。				
新任職員研修	社会教育・生涯学習概論 【共催】さわやかちば県民プラザ	新任職員	1	30	

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	防災研修	公民館における防災対応	全職員	1	40
	館長・副館長研修	インナーホスピタリティ等	館長・副館長	1	50
	主事研修	講座企画、広報、接遇、住民とのコミュニケーション等	主事	2	40
	専門研修	生涯学習相談、学習情報提供、学習活動の支援等	全職員	1	20

ウ 生涯学習コーディネーターの養成研修

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	地域コーディネーター等研修会	学校支援地域本部の活動を行なう上で必要となる知識や技術を習得する学習の機会を提供し、地域コーディネーターを養成する。			
	地域コーディネーター養成研修	学校・地域支援活動についての理解を深める講座や課題解決を図るワークショップ、活動者同士の情報交換 【共催】教育委員会学事課	地域コーディネーター・地域教育協議会委員・学校職員・行政職員・学校支援者等	1	50

（２）学習ボランティア活動の支援

ア 施設ボランティア（まなびサポーター）養成研修

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	(ア) 基礎研修	施設ボランティアとして活動するために必要な基礎的知識や技術を習得する学習の機会を提供し、施設ボランティアの養成を図る。			
	基礎研修	施設ボランティア制度や生涯学習ボランティアに関する講義、コミュニケーションスキルの向上を目的とした実習を行う。	市内在住、在勤、在学で 18 歳以上（高校生を除く）	1	20
	(イ) フォローアップ研修	ボランティア活動を行うにあたり必要となる、実践的な知識や技術を身につける学習の機会を提供し、まなびサポーターの育成を図る。			
	フォローアップ研修	未定	まなびサポーター	1	10

イ 施設ボランティア（まなびサポーター）の活動支援

まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、様々な分野に関する学習の場を提供することにより、市民と市民の交流を促します。

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
まなびサポーターの活動支援	ボランティアの企画運営による市民参画を実現するとともに、市民の目線から、地域や市民に必要とされる課題を取りあげる。				
パソコン相談コーナー (パソコン分野)	パソコンに関する質問・相談にまなびサポーターが回答やアドバイスを行う。 【企画・運営】まなサポ1・まなサポ2・まなサポ3	市民	55	20	
デジカメ相談会 (デジカメ分野)	デジタルカメラの操作、画像編集等に関する質問・相談にまなびサポーターが回答やアドバイスを行う。 【企画・運営】ドリームリーダー	市民	22	20	
動画撮影・編集相談会 (映像記録分野)	動画撮影・編集に関する質問・相談にまなびサポーターが回答やアドバイスを行う。 【企画・運営】映像記録ボランティア	市民	22	20	
	まなびサポーター（映像記録ボランティア）の活動記録作品（5～15分程度）を作成 【企画・運営】映像記録ボランティア				
上映会運営	生涯学習センターで実施される各種上映会の運営 【企画・運営】上映会ボランティア				
市民向け講座支援	高齢者向けの講座を企画・運営する。 【企画・運営】まなサポ11				
	高齢者向けの講座を企画・運営する。 【企画・運営】学びコム				

(3) ちば生涯学習ボランティアセンターの運営

講師や助言者が身近に見つからないという方と、ボランティアとして地域社会に役立ちたいという方の橋渡しをするため、「ちば生涯学習ボランティアセンター」を運営し、生涯学習ボランティア活動の活性化を図ります。専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）を配置し、生涯学習広場及び調査・資料室で相談や登録等の受付をするとともに、生涯学習ボランティアに関する情報を情報誌や生涯学習センターホームページに掲載するなど、普及・啓発に努めます。

ア 生涯学習ボランティアの登録受付・登録者名簿の作成・配布

専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）によるボランティア登録受付の面談を窓口で行います。また、毎年ボランティア登録者名簿を作成し、公共施設等に配布するとともに、登録者名簿および登録者検索データベースをホームページで公開し、利用促進を図ります。

イ ボランティアコーディネートの支援

公共施設等の依頼に応じて登録ボランティアを紹介し、コーディネートを行います。登録ボランティアの活動の機会拡充に向けて広報活動を行うとともに、登録ボランティアの交流や学習機会を設け、必要に応じてコーディネート成立後も、ボランティア活動の支援を行います。

ウ 情報紙「ボランティアタイム」の発行

ちば生涯学習ボランティアセンター利用促進のために、登録ボランティアやボランティアセンター利用者等を対象に情報紙の作成を行います。市内の小・中・特別支援学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、区役所等に配布するほか、ホームページで公開します。

エ ちば生涯学習ボランティアセンター登録者説明会（再掲）

ちば生涯学習ボランティアセンターの事業を市民に広く紹介し、登録ボランティアの拡充を図ります。また、市内の公益活動促進に係る5施設（千葉市ボランティアセンター・国際交流協会・市民活動支援センター・生涯現役応援センター）による合同説明会を開催し、登録者に千葉市のボランティアや生涯学習ボランティアについての情報提供と交流の場を提供します。

オ ちば生涯学習ボランティアセンターの普及・利用促進事業

ちば生涯学習ボランティアセンターの利用促進のため、町内自治会へ登録者名簿や利用案内チラシを配布します。また、専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）による学校への周知や公民館への広報を実施します。

カ ボランティアフェア2024

目的（ねらい）	「ちば生涯学習ボランティアセンター」に登録している個人・団体登録者を利用対象団体に紹介すること及び登録者相互の交流を図ることとともに、生涯学習及びボランティア活動に対する市民の理解促進、普及・啓発を図る。
対象	ちば生涯学習ボランティアセンター利用団体・ボランティアセンター登録者・市民
時期	11月
時間・回数	1回（10日間程度）
内容	登録者等による活動紹介パネル展、体験コーナー、講演等

キ ちば生涯学習ボランティアセンター登録者研修

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数
(ア) 基礎研修	登録者の資質向上や登録者同士の交流・情報交換を促進するため、登録者等を対象とした研修を定期的に行い、ボランティア相互の育成を図る。			
基礎研修	登録ボランティアを講師としたスキルアップ研修と参加者による交流 生涯学習相談員によるボランティアセンターの活動紹介ほか	ちば生涯学習ボランティアセンター登録者又は登録を希望する者	1	30

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
(イ) 実践研修	講師等ができる人材を地域活動に生かすため、ボランティアセンター新規登録者や未活動登録者を対象とした講座を実施し、登録者のスキルアップにつなげる。市民の学びを支援し、ボランティアセンター登録者の更なる活動機会を広げる。				
	ちば生涯学習ボランティアセンター登録者紹介講座	登録者等による、講演・体験講座等 ※発表の場の拡大や様々な事情で会場に來られない方のためにオンラインでの配信を引き続き行う。	ちば生涯学習ボランティアセンター登録者	17	未定

(4) 研修等の受入れ

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数
研修生・実習生の受入れ	業務の体験を通して、生涯学習・社会教育に対する理解を深めてもらうとともに、他業種あるいは職業人との交流を通じて、研修生・実習生のキャリア形成を支援する。			
研修生・実習生の受入れ	社会教育実習	大学生	未定	未定
	インターンシップ	高校生・大学生		
	職場体験学習	中学生		
	中堅教諭等資質向上・社会体験研修	教員		

4 生涯学習に関する調査及び研究事業

(1) 年間事業報告書「事業のあゆみ」の作成

目的 (ねらい)	講座の企画・立案を検討するための基礎資料として、講座等の前年度実績等を掲載した年間事業報告書を作成し、教育委員会に提出するとともに、広く市民に情報提供する。
内容	市民や生涯学習指導者とセンターとの協働の成果として、生涯学習センターの講座等の前年度実績や事業体系などを掲載した「事業のあゆみ」を作成し、ホームページに公開する。

(2) 生涯学習に関する調査研究報告書の作成

目的 (ねらい)	市民ニーズや時代の要請に対応した学習活動を推進するための調査研究を行い、市民の生涯学習活動に関する実態等を把握し、報告書を作成する。調査研究結果については、ホームページで公開し、関係機関への周知や、市民への情報提供を行う。また、次年度の学習プログラムの改善や生涯学習の振興に関する事業に活用する。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 メディア学習に関する事業

超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた技術革新が進展することを踏まえ、様々な世代の市民に対して、ICTスキルの向上を目的とした事業を推進します。従来のパソコン学習講座に加え、プログラミング講座、スマートフォン等に関する講座や、Web 学習（e-ラーニング）体験等を実施することで、時代や社会の変化に対応した学習の機会を提供します。

（1）メディア学習講座

パソコン等を利用し、様々なライフステージに応じて、習熟度や目的別に講座を企画します。

講座により、受講者1人あたり1,500円程度のテキスト（教材）代を徴収する講座があります。

また、スキルアップ講座など専門的技術を有する講師が実施する講座については、講座の内容や実施にかかる経費を考慮した上で、1時間あたり500円～1,500円程度の受講料を徴収します。

ア 公民館出前パソコン講座

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
公民館出前パソコン講座	公民館を会場にすることで、メディア学習の基礎的な内容について、身近に学ぶ機会を提供する。				
	MicrosoftOffice系ソフトの基礎講座	ワードやエクセルなどの基本操作を学ぶ。	市民	14	10
	プログラミング講座(基礎)	課題を明確にしたプログラミングの体験を通して、興味を持って基礎的な考え方を学ぶ。	小学3～6年生 小学1・2年生と保護者	13	10

イ 子ども向け講座

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
子ども向け講座	学齢に即したプログラミングの体験を通して、コンピューターに親しみながら、主体的にコンピューターを活用する能力を育む。				
	プログラミング講座(基礎)	課題を明確にしたプログラミングの体験を通して、興味を持って基礎的な考え方を学ぶ。	小学3～6年生	8	10
	プログラミング講座(応用)	マイコンボードを使用した実用的な機能を知り、身の回りの活用について考えを深める。	小学4～6年生	4	10
	MicrosoftOffice系ソフトの基礎講座	ワードの画像編集機能やエクセルの簡単な表計算機能を使ってもものづくりを楽しむ。	小学3～6年生	3	未定

ウ スキルアップ講座

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数
スキルアップ講座	仕事や社会活動等に活用するために、実践的なパソコンの知識や技術を学ぶ機会を提供する。			

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
	MicrosoftOffice 系ソフトの活用講座	効率化を図るためのワードやエクセルなどの機能を短期間で学ぶ。	市民	8	20

エ 初級者向け講座

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
初級者向け講座	デジタル・ディバイドの解消を目指し、パソコンやスマートフォンなどの基本的な操作技術を学ぶ機会を提供し、市民の学習活動を支援する。				
	関連講座	スマートフォンなどの基本的な機能や操作方法、生活に役立つ活用方法を学ぶ	市民	7	未定

オ 施設ボランティアによる講座

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
施設ボランティアによる講座	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、市民目線でのパソコンやデジカメ等に関する学習内容を提供する。				
	関連講座	パソコンやスマートフォンに関する講座 【企画・運営】まなサポ1・2・3 デジタルカメラの撮影法とパソコン利用 【企画・運営】ドリームリーダー 動画の撮影と編集に関する講座 【企画・運営】映像記録ボランティア	市民	26	未定

カ 市民自主企画パソコン講座

市民の参画、市民との協働を推進するため、NPO、市民団体等による市民自主企画パソコン講座を実施します。テキスト代や教材費などの実費相当額として、受講生から1,500円程度を徴収します。

区分	目的（ねらい）				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
市民自主企画パソコン講座	パソコン等に関する様々な知識や技能をもった市民団体（ボランティア団体・市民学習グループ・NPO等）が学習成果を生かせるような、市民同士による相互学習の場とする。また、市民団体が企画や運営を担うことで、新たな学習課題を発見する機会とし、団体の活動の発展を図る。				
	関連講座	未定（実施団体の企画内容に応じて、初心者～中級者程度を対象とした講座とする。） 【企画・運営】市民団体	市民	4	未定

キ マルチメディア活用講座

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数
マルチメディア活用講座	ラウンジ・ポケットパークなど開放的なスペースを活用し、参加者同士が学び合い、共に新しい発見や発想を育む学習機会の場を提供する。ワークショップなど多様な学習スタイルを取り入れたプログラムとする。			
プログラミング講座(入門)	プログラミングの体験を通して、コンピューターに親しむ。	未就学児と保護者	4	10～20
プログラミング講座(基礎)	プログラミングの基礎的な考え方を家族で学ぶ。	小学1・2年生と保護者	2	12
プログラミング講座(応用)	マイコンボードやロボットカーを活用した実用的な機能を知り、身の回りの活用について考えを深める。	小学4～6年生	4	10
プログラミング講座(応用)	マイコンボードを活用して、プログラミング言語を体験する。	中高生	2	10

ク Web（eラーニング）学習体験

区分	目的（ねらい）	
	事業名等	内容
Web 学習体験	Web 学習サービスの体験の場の提供により、市民の生涯学習活動の推進や支援を行う。	
Web 学習の提供	館内のWi-Fiにより、動画学習サービス「Schoo（スクー）」を無料で閲覧できる機会を提供する。 地下1階ブラウジングカフェにおいて、Schoo 体験のため、無料でiPadの貸出を行う。	市民

(2) 視聴覚事業

効果的な教育・学習活動を推進するため、学校・社会教育施設等に視聴覚教材・機材を提供するとともに、16ミリ映写機操作講習会を実施します。

なお、軽微な視聴覚教材については、市内の小・中・特別支援学校に配送サービスを実施します。

ア 視聴覚ライブラリーの運営

区分	目的（ねらい）	
	事業名等	内容
視聴覚ライブラリーの運営	視聴覚教材（DVDソフト等）を計画的に購入し、ライブラリーの充実を図る。また、教材、機材を無料で貸出し、地域の生涯学習の促進を図る。	
教材、機材の貸出し	視聴覚教材（16ミリ映画フィルム・ビデオ・DVD等）や機材（16ミリ映写機・プロジェクター等）の貸出、市内の小・中・特別支援学校を対象に軽微な教材の配送・回収、視聴覚教材の目録の作成（ホームページ公開）	公立学校及び社会教育団体等

区分	目的（ねらい）	
事業名等	内容	対象等
収集・管理	利用者アンケート実施（通年）、購入ソフト選定会開催（10～12月） 教材・機材は管理台帳を整備し、適正に管理する	

イ 16ミリ映写機操作講習会

デジタル映像が標準となった現在でも、基本となる映像の技術は16ミリ映写機に集約されています。学校や地域での映画会開催の拡充を図るため、千葉県教育委員会の「16ミリ映写機操作講習会開催に関する要綱」の規定に基づき、16ミリ映写機操作講習会を実施します。受講料は無料です。

区分	目的（ねらい）			
事業名等	内容	対象	講座数	各定員
16ミリ映写機操作講習会	千葉市生涯学習センター視聴覚ライブラリー保有の映写機の利用資格取得の機会を設けることにより、視聴覚ライブラリーの利用促進と視聴覚教育の振興を図る。			
操作講習会	16ミリ映写機の操作方法と安全な取扱い方を学習する。（操作方法についての検定を実施し、合格者には修了証を交付）	市民(18歳以上。高校生除く)	1	10

ウ 視聴覚ライブラリー等を活用した学習事業の企画・実施

区分	目的（ねらい）			
事業名等	内容	対象	講座数	各定員
上映会	視聴覚ライブラリーを活用し、市民に無料で名画の鑑賞会を行い、芸術教育の場を提供する。また、上映会を通じた市民相互の交流を推進する。			
名画座	映画鑑賞会「月曜名画座」「木曜名画座」の上映	市民	48	300
親子アニメ上映会	親子などで楽しめる作品の上映	子どもと保護者	22	未定
夏休み子ども上映会	夏休み期間中、家族などで楽しめる作品の上映	子どもと保護者	2	未定
地域交流幼児向け上映会	近隣のこども園・保育所等と連携して、幼児向け上映会と、お楽しみ上映会を開催	地域の子どもと保護者	5	未定
出前上映会	子どもルーム、放課後子ども教室、アフタースクール等を対象に現地で上映	主に小学生	5	未定

6 生涯学習活動の支援に関する事業

市民の自主企画講座の実施等、市民の自主的な活動を支援するとともに、市民の学習の更なる向上を図るため、学習成果の発表の場を提供します。

(1) 市民の学習活動への支援

市民の自主的学習活動に対する指導・助言・援助

地域で活動するNPO法人、ボランティアグループ等の市民団体の育成を目的に、市民が主体的に学ぶための支援を行います。また、講座運営のノウハウなどの個別相談にも対応します。

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数
市民自主企画講座	様々な知識や技能をもった市民団体（ボランティア団体・市民学習グループ・NPO等）が学習成果を生かせるような、市民同士による相互学習の場とする。また、市民の団体自身が企画し、運営を担うことで、新たな学習課題を発見する機会とし、団体の活動の発展を図る。			
関連講座	未定（公募する企画内容による） 【企画・運営】市民団体	市民	9	30

(2) 学習成果の発表の機会の確保

生涯学習センター特有の施設機能を有効に活用し、市民の学習成果発表の機会を提供します。

ア まなびフェスタ2024

目的 （ねらい）	市民が日頃の学習活動の成果を発表し、市民の相互学習の場、交流の場とするとともに、市民による生涯学習活動の普及・啓発を図る。 市民団体が講座、展示、発表等を実施することを通して、学習活動を支援し、自らの学習意欲を高めるとともに、自らの知識、技術の向上を図る。
対象	市民
時期	12月7日（土）・8日（日）
時間・回数	2日間
定員	参加団体の企画による
内容	市民学習グループ、社会教育関係団体、施設ボランティア等による講座、展示、発表や、生涯学習センター主催イベント等を実施する。

イ ボランティアフェア2024（再掲）

事業の目的 （ねらい）	「ちば生涯学習ボランティアセンター」に登録している個人・団体登録者を利用対象団体に紹介すること及び登録者相互の交流を図ることとともに、生涯学習及びボランティア活動に対する市民の理解促進、普及・啓発を図る。
対象	ちば生涯学習ボランティアセンター利用団体・ボランティアセンター登録者・市民
時期	11月
時間・回数	1回（10日間程度）
内容	登録者等による活動紹介パネル展、体験コーナー、講演等

第5章 維持管理業務

1 建築物保守管理業務

建築物の長寿命化のための予防保全に努め、物理的な劣化等による事故の予防だけではなく施設の機能性を最大限に活かせるようにします。

日常の点検は「チェックリスト」を作成し、毎日1回～週1回の点検を実施し、記録を残しておくことで責任体制を明確にします。

常駐するスタッフは異常の発見及び即時の通報体制を構築し、様々な視点からチェックします。各担当部門間の情報を共有して精度の高い点検を目指します。

異常を発見した場合は、利用者の安全確保を最優先にし、各関係機関と連携し、被害の拡大防止に努めます。

(1) 業務の対象範囲・内容

建築物の保守管理業務の範囲は屋根、外壁、建具、天井、内壁、階段、付属物等の各部位とし、その点検・保守を行います。

ア 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行い、適正な性能及び機能が発揮できる状態に保ちます。

イ 結露やカビの発生予防に努めます。

ウ 千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針に基づき業務を実施します。

(2) 点検項目

建築物保守管理業務の点検項目は、床、壁、天井、建具、窓、手摺、設備器具について部材の劣化、破損、腐食、変形等の点検を行います。

(3) 修繕計画

利用者の安全に関わる修繕を優先的に行うとともに経年劣化に伴う修繕を行います。

	修繕箇所	時期	内 容
ア	館内照明	随時	照明器具LED化修繕
イ	給排水衛生設備	随時	経年劣化に伴う配管、バルブ類、ポンプ類修繕
ウ	受水槽	9月	経年劣化に伴う電磁弁等修繕

2 建築設備保守管理業務

(1) 業務の対象範囲・内容

本業務は、千葉市中央図書館・生涯学習センターの電気設備、空調設備、給排水衛生設備、各種槽類、その他設備の定期保守点検業務を行うものです。業務にあたっては、各機器の特性をよく理解し、常に良好な状態を保持するとともに、関係法令・規則等を遵守し、安全管理に十分配慮し遂行するものとします。

(2) 電気設備定期保守点検業務

ア 一般事項

(ア) 電気設備については、電気事業法関係法令、労働安全衛生規則等を遵守して、適正に保守点検を行います。

(イ) 電気設備の点検および保守は、原則として停電した状態で行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具・保護具等を用いて十分に安全に留意して行います。

(ウ) 停電予告等の連絡は十分に余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認します。

(エ) 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行います。

イ 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
(ア) 自家用電気工作物保守点検 (法定点検) 《業務内容》 電気事業法に基づく法定検査 《設備概要》 a 高圧三相 3 線式 6 K V b 高圧引込盤 c 高圧受電盤 d 母線連絡盤 e 高圧配電盤 f 高圧コンデンサー盤 g 低圧配電盤 h 変圧器、単相 3 線式 5 0 K V A i 変圧器、単相 3 線式 1 5 0 K V A j 変圧器、単相 3 線式 3 0 0 K V A k 変圧器、三相 3 線式 1 5 0 K V A l 変圧器、三相 3 線式 3 0 0 K V A m 変圧器、三相 3 線式 5 0 0 K V A ※法定点検以外にも自主点検として月例点検を行います。 ※保安規程 平成 1 8 年 4 月 1 日施行	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	年 1 回
(イ) I T V 設備保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a I T V 架台 A (a) モニター T V (1 9 インチ) (b) システムコントローラ (c) H D D レコーダー b I T V 架台 B モニター T V (1 4 インチ) c I T V 架台 C モニター T V (1 4 インチ) d I T V カメラ	5 台 2 台 3 台 1 式 1 台 1 式 3 台 3 6 台	年 1 回
(ウ) 太陽光発電装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 太陽光発電装置	1 式	年 1 回
(エ) 無停電電源装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 無停電電源装置	2 台	年 2 回

<p>(オ) 非常用予備発電装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a ガスタービン発電装置 750KVA 自己空冷式 (a) 発電機出力 定格出力：750KVA 定格回転数：1,500rpm (b) 原動機出力 定格出力：900PS 以上 定格回転数：1,500rpm（発電機軸） 使用燃料：A重油（タンク 1,950L）</p>	1 台	年 1 回
<p>(カ) 非常用直流電源装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 陰極吸収式シール形黒鉛蓄電池 108V400AH/10HR54 セル</p>	1 台	年 2 回
<p>(キ) 自動ドア保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 自動ドア</p>	1 4 台	年 4 回
<p>(ク) 呼出表示・インターホン設備保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 呼出表示設備 b インターホン設備</p>	1 式 1 式	年 1 回
<p>(ケ) キーシステム保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 キーシステム</p>	1 式	年 1 回
<p>(コ) 電気時計設備保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 電気時計設備</p>	1 式	年 1 回
<p>(サ) テレビ共聴設備、ヘッドエンド保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a テレビ共聴設備 b ヘッドエンド</p>	1 式 1 式	年 1 回

(3) 空調設備保守点検業務

ア 一般事項

(ア) シーズンイン点検は、冷房および暖房時期直前に行います。シーズンオン点検は、冷房および暖房時期中に行います。シーズンオフ点検は冷房および暖房時期終了後に行います。

- (イ) 冷媒を抽出、充填、補充する場合はオゾン層の保護に関する法律に基づく特定フロンの排出抑制・使用合理化指針に従い、冷媒が外部に漏れないように行います。
- (ウ) 冷媒設備の腐食、損傷等による冷媒漏れの有無を点検し、漏れがある場合は補修、その他の措置を講じます。冷媒の全量入替えは極力避け、不足量のみ過充填にならないよう補充します。
- (エ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、3か月に一度の簡易点検及び3年に1回の定期点検を実施します。
- (オ) 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、事前に電気主任技術者と協議します。
- (カ) 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行います。

イ 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
(ア) 中央監視装置および自動制御装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 中央監視装置系統 b 空調自動制御系統 c 熱源制御系統 d ファンコイル制御系統 e ファン発停制御 f 照明制御	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	年 1 回
(イ) 冷温水発生機保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 冷却能力 945Kw 加熱能力 827Kw ガス消費量 76.1m ³ /h (13A)	2 台	年 4 回
(ウ) 冷却塔保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 冷却塔 冷却能力 1,702Kw b 薬液注入装置	2 台 4 台	年 2 回
(エ) 膨張水槽保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 膨張水槽	1 台	年 1 回
(オ) 真空式温水機保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 缶体出力 116.3Kw 伝熱面積 3.85 m ² ガス消費量 11.2N m ³ /h (13A)	1 台	年 1 回
(カ) エアーハンドリングユニット保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a エアーハンドリングユニット b マルチエアコン c パッケージエアコン	1 2 台 3 3 台 2 7 台	年 2 回

業務内容及び設備概要	数量	周期
(キ) ファンコイルユニット保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ファンコイルユニット	123台	年2回
(ク) 定・変风量ユニット保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 定・変风量ユニット	69台	年1回
(ケ) 送排風機保守点検（全熱交換機等含） 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 排煙機 b 送排風機 c 全熱交換機	5台 120台 66台	年1回
(コ) 空気清浄装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 空気清浄装置	4台	年2回
(サ) パネル・ペリメーターヒーター保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a パネルヒーター b ペリメーターヒーター	合計184台	年1回
(シ) 純水装置および加湿器保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 純水装置 b 加湿器	1台 78台	年1回
(ス) 熱源・空調ポンプ保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 熱源・空調ポンプ	9台	年1回
(セ) 熱交換器、冷温水ヘッダー保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 熱交換器 b 冷温水ヘッダー	合計6台	年1回

(4) 機械設備定期保守点検業務－給排水衛生設備保守点検業務

ア 一般事項

(ア) 「水道法」および「同法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」および同法に基づく厚生省告示並びに各地方条例により行います。

(イ) 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、事前に電気主任技術者と協議します。

(ウ) 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行います。

イ 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
(ア) 循環ろ過装置保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 a 中水ろ過装置 b 滝ろ過装置	1式 1式	年2回
(イ) 各種衛生ポンプ保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 各種衛生ポンプ	26組	年1回
(ウ) 電気温水器保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 電気温水器	11台	年1回
(エ) ガス瞬間給湯器保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ガス瞬間給湯器	5台	年1回

(5) 機械設備定期保守点検業務－槽類保守点検業務内容

ア 受水槽

(ア) 一般事項

- a 作業は、健康状態の良好な者が行います。作業者は健康診断および検便を実施した者としてします。
- b 作業服および使用器具は槽の清掃専用のものとします。また、作業にあたっては衛生的に行います。
- c 槽内の照明、換気等に注意して事故防止に努めます。
- d 点検周期は年1回とします。

(イ) 点検、保守業務

業務内容は、別項「保守点検作業表」によります。

(ウ) 清掃作業

- a 槽内の沈殿物質、浮遊物質および壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、槽内の材質に応じ、適切な方法で行います。
- b 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除するとともに、槽周辺の清掃を行います。
- c 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらい錆等が槽内に流入しないようにします。

(エ) 消毒作業

- a 清掃終了後、塩素剤を用いて、2回以上槽内の消毒を行います。
- b 消毒剤は、有効塩素50から100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用います。
- c 消毒は、槽内の全壁面、床および天井の下面について、消毒剤を高圧洗浄機等で、噴霧により吹きかけるか、ブラシ等を利用して行います。
- d 消毒に用いた排水は、完全に槽外に排除します。
- e 消毒終了後は、槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じます。

(オ) 水張り

消毒後の水洗いおよび槽内への上水の注入は、消毒終了後、少なくとも30分以上経過してから行います。

(カ) 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理します。

(キ) 水質検査および残留塩素の測定

槽内の水張り終了後、給水栓および槽内における水について、下記の表に掲げる項目にて、水質検査および残留塩素の測定を行います。

表. 水質検査および残留塩素の測定

項目	基準	検査または測定方法
色度 濁度 臭気 味	5度以下 2度以下 異常でないこと（但し、消毒によるものを除く） 異常でないこと（但し、消毒によるものを除く）	水質基準に関する省令に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2mg/ℓ 結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ	DPD法

イ 雑排水槽、汚水槽

(ア) 一般事項

- a 清掃は、排水の質、量および水槽の容量等に応じて、6ヶ月以内ごとに1回以上行います。
- b ハエ、蚊等の発生の防止に努めて清潔を保持します。
- c 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意します。
- d 槽内の照明器具は防爆形を用いて、作業に十分な照度を確保します。
- e 槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保します。
また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行います。

(イ) 点検、保守業務

業務内容は、保守点検作業表によります。

(ウ) 清掃作業

- a 槽内の汚水および残留物質を確実に槽外に排除します。
付着した物質の除去は、槽内の材質に応じ、適切な方法で行います。
- b 清掃終了後、流入管に付着した物質、排水管および通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行います。

(エ) 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理します。

(オ) 水張り

清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認します。

ウ 中水槽、雨水制御槽、沈砂槽、雨水貯留槽、池オーバーフロー槽、湧水槽

(ア) 一般事項

- a 槽内の照明器具は防爆形を用いて、作業に十分な照度を確保します。
- b 槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保します。
また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行います。

(イ) 点検、保守業務

業務内容は、保守点検作業表によります。

(ウ) 清掃作業

- a 槽内の汚水および残留物質を確実に槽外に排除します。
付着した物質の除去は、槽内の材質に応じ、適切な方法で行います。
- b 清掃終了後、流入管に付着した物質、排水管および通気管の内部の異物を除去します。

(エ) 水張り

清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認します。

(6) 保守用・昇降機・消防設備保守点検業務

ア 一般事項

(ア) 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、事前に電気主任技術者と協議します。

(イ) 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行います。

イ 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
(ア) アトリウムゴンドラ保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 アトリウムゴンドラ	1式	年1回
(イ) メンテナンス梯子保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 メンテナンス梯子	3台	年1回
(ウ) アトリウムトップライト換気窓保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 アトリウムトップライト換気窓	1式	年1回

業務内容及び設備概要	数量	周期
(エ) 電動ブラインド保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 電動ブラインド	1 式	年 1 回
(オ) 高所作業台保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 高所作業台	1 台	年 1 回
(カ) 厨房設備保守点検 《業務内容》 別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ガス調理器具	1 4 台	年 1 回
(キ) 消防用設備保守点検 《業務内容》 各種消防、防災設備の外観及び総合点検。 《設備概要》 a 自動火災報知機設備 (GR型) b スプリンクラー設備 c 屋内消火栓連結送水管設備 d ガス漏れ警報設備 e 防排煙、防火扉設備 f 誘導灯設備 g 消火器設備 h 非常放送設備 i 自動火災通報設備 j 非常用予備発電装置 k オイルサービスタンク設備	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	年 2 回
(ク) 昇降機設備保守点検 《業務内容》 昇降機設備の総合点検及び保守、修繕。 《設備概要》 油圧式エレベーター	7 台	年 1 2 回 (法定点検 1 回を含む)

保守点検作業表（1 / 7）

機器名称	作 業 項 目	周期
I T V設備	カメラ； a フォーカス、色温度、映像レベル、カラーバランス等の調整および画面汚れの確認。 b ケーブルの破損等の有無。各部の清掃。 レンズ；アイリス、フォーカス、リモート操作器の動作確認および清掃。 ハウジング； a 前面ガラスの破損の有無。ケース取付ボルトの緩みおよび腐食、水漏れの確認。 b ワイパー等の動作確認。各部の清掃。 カラーモニター； a 画質、画面歪、外部調整機能、コンバージェンス、カラーバランス等の調整。 b ケーブルの破損等の有無。各部の清掃。 HDDレコーダー； ステムイベントの監視、RAID アレイ（ミラーリング）異常の有無。 電動雲台； 転動作等の確認。ケーブル破損および取付部の損傷等の確認。 リモート操作器； レンズ、雲台、その他の操作器の動作確認。各種スイッチ、つまみ等の破損、欠損の有無。ケーブルの破損等の有無。	1回／年
太陽光発電装置	太陽電池アレイ； a モジュールの汚れ、損傷、変色の有無。アレイの架台等の変形、錆、損傷およびモジュール取付け部の緩みの有無。 b 外部配線、接地線の断線、損傷の有無。端子の緩みの有無。 c 主回路の絶縁抵抗の測定。開放電圧の測定。 中継端子箱、アレイ出力開閉器箱； a 外箱の腐食、損傷および据付ボルト等の緩みの有無。 b 外部配線、接地線の断線、損傷の有無。端子の緩みの有無。 c 主回路の絶縁抵抗の測定。開放電圧の測定。 パワーコンディショナ（インバーター、系統連系保護装置、変圧器を含む）； a 外箱の腐食、損傷および据付ボルト等の緩みの有無。 b 外部配線、接地線の断線、損傷の有無。端子の緩みの有無。 c 主回路の絶縁抵抗の測定。開放電圧の測定。 d 動作時の異音、異臭の有無。換気口フィルターの汚れ、目詰まり等の点検。 e インバーター内部保護機能試験。系統連系保護継電器試験。投入ロック試験。 発電状況； 指示計器または表示の確認。（発電電力・積算電力量等の表示値）	1回／年
無停電電源装置	a 装置の設備環境の良否。キャビネットの変形、損傷および変色等の有無。 b 異音、異臭等の有無。支持ボルト等の緩みの有無。 c パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検。 d 電源電圧（入力電圧・出力電力）の確認。 e 交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替および復電時の切替、交流直送回路への切替等の点検 f 蓄電池の変形、損傷、亀裂および液漏れ等の有無。	2回／年
非常用予備発電装置	内燃機関； a ファンおよび駆動用ベルトの損傷等の有無。燃料油系統、燃料ガスの漏れの有無。 b クランクケース、過給機、燃料ポンプ、调速機等の油量の確認。 c 潤滑油の汚損状況、燃料噴射弁の分解清掃後の噴射圧力および噴射状態の確認。 d 燃料フィルターおよび潤滑油フィルターの分解清掃。 蓄電池； 電解液の液量、比重等の測定。バッテリー電圧の測定。 充電装置；充電装置の作動試験。 発電機； 発電機本体等の変形、損傷、腐食等の有無。発電機の巻線部等に塵埃、油脂等による汚損の点検。軸受等の潤滑油の油量確認。 制御盤； 発電機盤、自動始動盤内の機器の外観チェックおよび端子部、接続部等の緩みの有無。時限継電器動作試験。故障表示回路動作試験。 接地、絶縁抵抗； 各種接地極の接地抵抗測定。発電機関係、機器関係の絶縁抵抗測定。	1回／年

保守点検作業表（2 / 7）

機器名称	作業項目	周期
非常用予備 発電装置	<p>運転機能；</p> <p>a 試運転を行い、タイムスケジュールおよびシーケンスの確認。</p> <p>b 運転中の各計器類の指示値が所定値内にあることの確認。</p> <p>c 調速機の瞬時全負荷遮断性能、瞬時負荷投入性能の確認。</p> <p>d 保安装置の動作確認。定格負荷運転による各機器等の機能確認および計器測定。</p>	負荷運転等は1回／年
非常用直流 電源装置	<p>a 蓄電池の電解液、電槽、ふた、各種栓体、パッキン、封口部、架台、外箱等の外観点検及び接続部の緩み等の確認。</p> <p>b 蓄電池の浮動充電中の蓄電池総電圧、端子電圧、電解液比重、温度等の機能点検。</p> <p>c 整流器の外箱、計器、表示灯、開閉器、遮断器、各部品等の外観点検および接続部の緩み等の確認。</p> <p>d 整流器の交流入力電圧、浮動充電電圧、浮動・均等の切換、負荷電圧、出力・負荷電流等の機能点検。</p> <p>e 停電試験、絶縁抵抗試験等の総合点検。</p>	1回／ 6ヶ月
自動ドア	<p>建具；建具の変形の有無および取付け状態の作動確認。</p> <p>懸架部および扉廻り；</p> <p>a レールの曲り、下がりおよび勾配の良否。レールの偏摩耗、緩みの有無。</p> <p>b 戸車の摩耗、緩みの有無。扉の下がりおよび召合せの良否。戸当りゴムおよび振止めの摩耗の有無。扉単体の走行抵抗の良否。ガイドレール内の異物の有無。</p> <p>懸架部を除く駆動装置および制御装置；</p> <p>a ベルト、ワイヤ、チェーンの伸び、緩みの良否および破損等の有無。作動状態の良否。</p> <p>b 駆動装置の取付け状態の良否。開閉速度の良否。</p> <p>c 開閉力の良否。異常音の有無。</p>	2回／年
	<p>電気関係；</p> <p>a 電源電圧が定格の±10%以内であることの確認。</p> <p>b 自動ドア装置と対地間の絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。</p> <p>検出装置；</p> <p>マットスイッチの固定度の良否。リード線の処理の良否・排水装置の良否。検出感度及び範囲の良否。</p>	2回／年
呼出表示 インターホン	<p>表示盤；</p> <p>a 表示面の汚損、損傷等の有無。表示灯の点灯状態、リレー接点の損耗状況の点検確認。</p> <p>b 発信器等による点灯チェックおよび警報等の作動試験。</p> <p>電源装置；異音、発熱、異臭、変色等の有無。各機器の取付けの良否。</p> <p>その他；メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。</p>	1回／年
キーシステム	<p>監視操作装置外観；</p> <p>a 据付けボルトの緩みの有無。汚れ、損傷、錆等の有無。コネクタ類の点検。</p> <p>b 記憶装置等の異常音、異常振動の有無。換気ファンの動作および異常音の有無。</p> <p>c 操作パネルのスイッチ類、表示部の機能確認。エアフィルター清掃。</p> <p>中央処理装置類；</p> <p>a 故障表示等の動作確認。</p> <p>b CPU、メモリ、ハードディスク、入出力制御、インターフェース装置のテストプログラム動作確認。</p> <p>監視操作装置等；</p> <p>a 表示装置の各部清掃、電気的性能試験の機能点検およびテストプログラム動作確認。</p> <p>b 表示操作パネルの清掃、表示灯、操作スイッチ類の機能点検。</p> <p>伝送装置；</p> <p>a 入出力動作の不具合ポイントの調整。入出力端子の締付け状態および電源電圧測定。</p> <p>b 入出力動作試験（全ポイントの動作確認および調整）</p> <p>c 垂直自立型の場合は固定ボルト等の取付け状態の確認。</p> <p>電源；</p> <p>各装置の電源電圧（入力、出力電圧の）確認、蓄電池の充電状態確認。</p> <p>非接触式カードリーダー；</p> <p>a 据付けボルトの緩みの有無。汚れ、損傷、錆等の有無</p> <p>b 表示操作パネルの清掃、表示灯、操作スイッチ類の機能点検。</p> <p>その他；</p> <p>メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。</p>	1回／年

保守点検作業表（3 / 7）

機器名称	作 業 項 目	周期
電気時計設備	親時計； a 各種接点、機構部分、各スイッチ等の動作確認および正確な時刻の規正。 b 電源部の充電状態、電解液面および規定電圧等の調整。 c 時報器、チャイム、タイマ等の設定、動作機能等の確認。 子時計；親時計との指示誤差等の調整。	1回／年
テレビ共聴設備ヘッドエンド	機器； 増幅器の発熱、異音および損傷の有無、出力レベルの測定。機器の接栓等の緩みの確認 アンテナ； 損傷、錆等の有無、支持部材等の劣化、損傷および緩みの有無。 その他； メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回／年
中央監視装置	外観； a 据付けボルトの緩みの有無。汚れ、損傷、錆等の有無。コネクタ類の点検。 b 記憶装置等の異常音、異常振動の有無。換気ファンの動作および異常音の有無。 c 操作パネルのスイッチ類、表示部の機能確認。エアフィルター清掃。 中央処理装置類； a 故障表示等の動作確認。 b CPU、メモリ、ハードディスク、入出力制御、インターフェース装置のテストプログラム動作確認。 監視操作装置等； a 表示装置の各部清掃、電気的性能試験の機能点検およびテストプログラム動作確認。 b 表示操作パネルの清掃、表示灯、操作スイッチ類の機能点検。 伝送装置； a 入出力動作の不具合ポイントの調整。入出力端子の締付け状態および電源電圧測定。 b 入出力動作試験（全ポイントの動作確認および調整） c 垂直自立型の場合は固定ボルト等の取付け状態の確認。 記憶装置； レーザープリンター等の各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構の点検調整。 その他； 外部スピーカー、ポリウム、スイッチングハブ、キーボード、LANケーブル等状態確認 電源； a 各装置の電源電圧（入力、出力電圧）の確認。蓄電池の充電状態確認。 b 無停電電源装置は無停電電源設備による。	1回／年
自動制御装置	温湿度調節器； 調節器の清掃、ポテンシャルメーターの損傷等の有無。温湿度の設定値の確認。 変換器； a 変換器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 b 供給電源電圧の規定許容範囲内の確認。 発信器； a 発信器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 b 発信器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 c 供給電源電圧の規定許容範囲内の確認。配管接続部の漏れの有無。 演算器； a 演算器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 b 供給電源電圧の規定許容範囲内の確認。 検出器； 検出器の清掃、端子の緩みの有無。出力および指示値の規定値精度内の確認。 操作器； a 操作器の清掃、全ストロークにわたっての異常音の有無。 b ポテンシャルメーターの接触面の状態確認。 c 入力信号に比例してのフルストローク確認。リミットスイッチの作動の良否。 d 接続リンク機構の組付け状態の良否。破損の有無。 制御弁； a グランドパッキンからの漏れの有無。操作器と接合部の緩みの有無。 b 弁を閉じた場合のリーク量の規定値内の確認。	1回／年

保守点検作業表（4 / 7）

機器名称	作業項目	周期
自動制御装置	指示計； a 指示計の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 b 打点機構の打点間隔、平衡時間の規定値内の確認。 c アンプカードの電圧の規定値内の確認。セレクタースイッチの接触位置の確認。 各制御ループの作動確認； 検出器～調節器～操作器の一連の動作確認。夏冬に適合した動作確認。	1回／年
冷温水発生機	a 冷暖房シーズンイン運転調整。 b 冷暖房シーズンイン中間点検。 c 冷房シーズンオフ点検。（吸収器・凝縮器チューブ、ブラシ洗浄含む） d その他、各点検時はメーカー標準による点検を実施。	4回／年
冷却塔	a 冷房シーズンイン、オン点検。 b 送風機、外側板、ケーシング等の外観点検。 c 電動機、ベルト、プーリー等の損傷、摩耗等の有無。 d 給水、散水装置等の作動確認および損傷等の有無。 e 熱交換器、下部水槽、ストレーナー等の目詰まりの有無および清掃。 f 薬液注入装置の整備点検および薬液補充。（5月～11月の機関：1回／月）	2回／年
膨張水槽	据付け状況； a 基礎のき裂、沈下等の異常の有無。架台の曲り、発錆、損傷等の劣化の有無。 b 配管支持の取付け状態の確認。取付けボルト等の緩みおよび損傷等の有無。 c 保温材の脱落、損傷等の劣化の有無。 本体； a 腐食、損傷等の劣化の有無。漏れの有無。蓋の取付け状態の良否。（1回／月） b 内部の付着、堆積物の有無。内部の保護塗装の剥離等の劣化の有無。（1回／月） 付属品； a 管の漏れ、損傷、腐食等の劣化の有無。 b 弁の漏れ、損傷、腐食等の劣化の有無。作動の良否。 c 計器の汚れ、損傷の有無。指示の狂いの有無。固定の良否。 液面制御装置； a 電極スイッチの電極棒の異物付着の有無。侵食の状態確認。（1回／月） b 水位の上下による作動確認。（1回／月）	1回／年
真空式温水機	基礎； き裂、沈下等の異常の有無。ボルトの緩み、腐食の有無。 本体； a ケーシングの汚れ、燃焼ガス漏れ、焚口の焼損の有無。保温材の損傷等の有無。 b 燃焼室および伝熱面の清掃のうえ過熱、腐食等の劣化、水漏れの有無。真空度規定値の許容範囲内の確認。燃焼ガス漏れの有無。運転時のボイラー水位の確認。 c 熱交換器の接続部の水漏れの有無。汚れ、詰りの有無。逃し弁の分解清掃。 付属品； a 詰りの有無。配管接続部の緩み、水漏れの有無。抽気ブローの良否。 b 制御安全装置の温度調節器の作動の良否。溶解栓、温度ヒューズの異常の有無。抽気、安全スイッチの作動の良否。低水位スイッチの作動の良否。 燃焼装置； a バーナーの点火、消火の良否。炎口部のカーボン付着、汚れ等の清掃。燃焼状態の良否。ノズル、ディフューザ等の損傷、変形、割れ等の有無。 b 電極棒の異物付着、損傷の有無。ストレーナーの漏れの有無。 c 電磁弁および油圧計の作動の良否。 d 火炎検出器の煤、油滴の付着、焼損、保護ガラスのき裂の有無。 e 燃料遮断弁の（社）日本ガス協会制定のガスボイラー燃焼設備の安全技術指標に定められた方法にて漏れ量の点検。弁、配管、接続部の漏れの有無。 操作盤； a 盤内機器の取付けの良否。過熱、異臭等の有無。端子の変色、破損、緩みの有無。 b 表示灯の点灯、警報器の良否。	1回／年
エアーハンドリングユニット	a 冷暖房シーズンイン点検。 b 外観（本体、保温材等）の腐食、変形、破損等の有無。 c 送風機のシャフト、ベルト、プーリー等の損傷および摩耗等の有無。軸受、カップリング部の異音および振動等の有無。電動機の絶縁抵抗測定および電圧、電流測定。 d 加湿器のノズル詰まりの有無。噴霧ポンプ作動良否の点検。	2回／年

保守点検作業表（5 / 7）

機器名称	作業項目	周期
エアーハンドリングユニット	<ul style="list-style-type: none"> a 熱交換器、エルミネータの腐食、損傷、詰まり等の有無。 b 排水系統の汚れ、発錆、腐食等の有無。フィルター清掃。 	2回/年
パッケージ エアコン マルチ エアコン	<ul style="list-style-type: none"> a 冷暖房シーズンイン点検。 b 外観の腐食、変形、破損等の有無。 c 冷暖房切替えの作動確認。自動制御機器の作動確認。 d 排水系統の汚れ、発錆、腐食等の有無。 e 電気系統の絶縁抵抗測定。保安装置の作動確認。端子の緩み等の有無。 f 送風機（室外機含む）の音、振動等の有無。汚れおよび損傷等の有無。 g 冷媒系統（室外機含む）のガス漏れの有無。 h 熱交換器（室外機含む）、加湿器の腐食および損傷等の有無。 i 運転調整（電源電圧、運転電流の測定、音および振動等の有無）。フィルター清掃。 j フロン排出抑止法に基づく簡易点検 室外機： <ul style="list-style-type: none"> a 機器の異常振動・異常運転音の有無 b キズ、熱交換器の腐食、錆などの有無 c 機器及び機器周辺の油のにじみ 室内機： <ul style="list-style-type: none"> 熱交換器の霜付きの有無 	2回/年
ファンコイルユニット	<ul style="list-style-type: none"> a 冷暖房シーズンイン点検。 b 外観（本体、保温材等）の腐食、変形、破損等の有無。 c 送風機の汚れおよび発錆、腐食、変形等の有無。 d 電動機の絶縁抵抗測定および電圧、電流測定。 e 排水系統の汚れ、発錆、腐食等の有無。フィルター清掃。 	2回/年
定・変风量ユニット	<ul style="list-style-type: none"> a 冷暖房シーズンイン点検。 b 外観（本体、保温材等）の腐食、変形、破損等の有無。 	1回/年
送排風機	外観状況； <ul style="list-style-type: none"> a 汚れの有無。腐食、ボルトの緩みの有無。防振材の破損、劣化の有無。 b 防振装置のストッパーの緩み、劣化の有無。天井吊り支持等の金具緩み腐食の有無。 電動機；発熱の有無。回転方向の確認。絶縁抵抗測定および電圧、電流測定。 軸受；発熱、異音および振動等の有無。 Vベルト（直動形の除く）； <ul style="list-style-type: none"> a 緩み、摩擦および損傷の有無。芯出しの良否。 b Vベルトカバーの変形、損傷等の有無。Vプーリーの摩耗、損傷等の有無。 羽根車；汚れ、変形等の劣化の有無。ボルトの緩み、腐食等の有無。	1回/年
空気清浄装置	ろ材；目詰りの有無。差圧計により圧力損失の点検。 枠、ケーシング；変形、腐食等の劣化の有無。 制御盤；表示等の良否の点検。高圧電源部；電圧が規定値にあるか確認。 電離部；汚れの有無。絶縁抵抗測定。放電線の劣化の有無。	2回/年
パネルヒーター ペリメーター ヒーター	<ul style="list-style-type: none"> a 本体の変形、破損等、劣化の点検および軽微な補修 b 暖房運転切替運転調整 c 温水水漏れ等の点検 	1回/年
純水装置	<ul style="list-style-type: none"> a 制御盤内に於けるプリント基板の部品変色、汚損等の点検 b 本体の腐食、損傷および水漏れの有無を点検 c 絶縁抵抗測定 d メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。 	1回/年
加湿器	<ul style="list-style-type: none"> a 加湿ノズルの詰りの有無。噴霧ポンプ作動の良否 b メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。 	1回/年
熱源、 空調ポンプ	基礎、固定部；固定金具の劣化、固定ボルトの緩みの有無。防振材等の劣化、緩みの有無。 本体； <ul style="list-style-type: none"> a 腐食、損傷、漏洩等の有無。軸継手ゴムの損傷等の劣化の有無。 b 軸継手の芯狂いが許容範囲内であるかの確認。 	1回/年
熱源、 空調ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> a 主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であるかの確認。 b 運転電流が定格値以下であるかの確認。 c ポンプの吸込圧力および吐出し圧力が許容範囲内であるかの確認。 d 電動機、ケーブルの腐食および損傷の有無。電圧、電流および絶縁抵抗測定。 e 制御機器、フート弁等の作動の良否、圧力および連成計等の測定。 f 消耗部品類の交換。 	1回/年

保守点検作業表（6／7）

機器名称	作業項目	周期
熱交換器 冷温水ヘッダー	据付け状況； a 配管支持の取付け状態の確認。基礎、取付けボルト等の緩みおよび損傷等の有無。 b 保温材の脱落、損傷等の劣化の有無。 本体；腐食、損傷等の劣化の有無。漏れの有無。蓋の取付け状態の良否。 圧力計、温度計、水高温度計； 指針の指示の確認（正常値）。汚れ、損傷等の有無。取付け部等の漏れの有無。 付属管、弁； a 汚れ、腐食等の劣化の有無。保温材の脱落、損傷等の劣化の有無。 b その他の管の漏れ、損傷、腐食等の劣化の有無。	1回／年
循環濾過装置	a 濾過ポンプの音および振動等の有無。グラントパッキンの漏れ等の有無。 b 濾過ポンプの圧力、電圧、電流、絶縁抵抗の測定。 c 濾過器の腐食、損傷、漏れ等の有無およびヘアキャッチャーの清掃。 d 薬注（塩素剤、凝集剤）装置等の作動の良否および漏れ等の有無。 e 各種電動弁、制御装置の作動の良否。 f 熱交換器の腐食、損傷、漏れ等の有無。	2回／年
各種衛生 ポンプ	a 本体、着脱装置、ガイド部等の腐食、損傷、漏洩等の有無。 b 電動機、ケーブルの腐食および損傷の有無。電圧、電流および絶縁抵抗測定。 c 制御機器、フート弁等の作動の良否、圧力および連成計等の測定。 d 消耗部品類の交換。	1回／年
電気温水器	a 貯湯槽内外の劣化、腐食、亀裂等の有無を点検。 b 加熱用コイル劣化の点検。 c 電流、電圧、絶縁抵抗の測定。	1回／年
ガス瞬間 給湯器	a 燃焼状態の確認、調整 b ガス漏洩テスト c 湯温調整の機能点検	1回／年
受水槽	a 本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷等の有無。 b 付属装置（ボールタップ、水面制御、警報装置、塩素滅菌器）の腐食。 c 損傷等の有無および作動の良否。	1回／年
雑排水槽 汚水槽	a 本体の水漏れ、損傷、亀裂、発錆等の有無。 b 付属装置（水面制御、警報装置等）の腐食、損傷の有無および作動の良否。 c 配管、接続部の水漏れ、詰り、発錆、腐食、損傷等の有無。	2回／年
中水槽 雨水制御槽 雨水貯留槽 沈砂槽 池オーバーフロー槽 湧水槽	a 本体の水漏れ、損傷、亀裂、発錆等の有無 b 付属装置（水面制御、警報装置等）の腐食、損傷の有無および作動の良否。 c 配管、接続部の水漏れ、詰り、発錆、腐食、損傷等の有無。	1回／年
アトリウム ゴンドラ	懸架部； a レールの曲り、プレート、ボルトの緩みの有無。 b 走行抵抗の良否。ガイドレール内の異物の有無。 その他； メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回／年
メンテナンス 梯子	電気関係； a 絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 b 電源電圧が定格の±10%以内であることの確認。 駆動装置および制御装置； a ベルト、ワイヤー、チェーン等の伸び、緩みの良否および破損等の有無。 b 駆動装置の取付け状態の良否。安全装置の確認および作動状態の良否。 c 端子部の接続状態および配線状態の良否。異常音の有無。	1回／年
メンテナンス 梯子	懸架部； a 走行レール等の曲り、プレート、ボルト等の緩みの有無。 b 走行抵抗の良否。ガイドレール内の異物の有無。 その他； メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回／年

保守点検作業表（7 / 7）

機器名称	作業項目	周期
アトリウム トップライト 換気窓	電気関係； a 絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 b 電源電圧が定格の±10%以内であることを確認。 駆動装置および制御装置； a ベルト、ワイヤー、チェーン等の伸び、緩みの良否および破損等の有無。 b 駆動装置の取付け状態の良否。安全装置の確認および作動状態の良否。 c 端子部の接続状態および配線状態の良否。異常音の有無。 懸架部； レール等の曲り、プレート、ボルト等の緩みの有無。 その他； メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
電動 ブラインド	メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
高所作業台	電気関係； 絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 駆動装置および制御装置； a チェーン等の伸び、緩みの良否および破損等の有無。 b 駆動装置の取付け状態の良否。安全装置の確認および作動状態の良否。 c 端子部の接続状態および配線状態の良否。異常音の有無。 その他； メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
厨房設備	厨房設備（ガス調理器具、冷蔵庫等）； 各メーカー標準による点検。	1回/年
消防設備	「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。 又、必要に応じて修理その他の措置を講じる。	1回/ 6ヶ月

3 清掃業務

(1) 業務の対象範囲・内容

本業務は、千葉市中央図書館・生涯学習センターの施設建物等における日常清掃および定期清掃を主たる業務とし、常に良好で衛生的な環境を維持することを主目的に、清掃業務を計画的に遂行します。

(2) 日常清掃業務

ア 業務時間帯

(ア) 時間：午前7時から午後7時まで（以降作業が必要な場合は設備保守員が対応します。）

(イ) 要領：休館日を除き、「清掃作業基準一覧表」をもとに実施します。

イ 作業基準等

(ア) 清掃範囲・清掃回数

清掃範囲および清掃回数は本仕様書および別紙「清掃作業基準一覧表」を参照。

(イ) 床面清掃

a 弾性床材およびタイル類

(a) ダストモップ、自在箒等で除塵します。

(b) 固絞りのモップにて拭きます。

(c) 汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。

b カーペット

(a) カーペット用掃除機で吸塵します。特別会議室については吸塵してパイル目を整えます。

(b) シミ等の汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。

- c フローリング（デンマーク製の天然木無垢材）
 - (a) ダストモップ、自在箒等で除塵します。
 - (b) 汚れが著しい場合は固く絞ったモップで拭き取ります。
 - (c) 水、ジュース等がこぼれたら乾いた布で、すみやかに拭き取ります。
 - (d) ヒールマークは常時、除去するように努めます。
- d 木製デッキ（アトリウムガーデン内）
 - (a) 掃除機にて吸塵します。
 - (b) 木の間の隙間に落ちたゴミは掻き出して吸塵します。
- e 石床、コンクリート
 - (a) 掃除機または自在箒にて吸塵、除塵します。
 - (b) 鏡面仕上げ箇所は常時、光沢を保つように努めます。
- (ウ) 窓枠窓台清掃
 - a 埃、砂等を場所に応じて吸塵、除塵します。
 - b 残った埃、砂等を拭き上げにより、取り除きます。
- (エ) 扉・間仕切り・低所ガラス清掃
 - a 扉を全体的に拭き、特に取っ手等、人が多く触れそうな箇所はしっかり拭きます。
 - b ガラスについた手垢等を拭きムラがないように除去します。
 - c ドアやガラスの金属部分は常時、汚れがないように努めます。
- (オ) エレベーター清掃
 - a 床面は床面清掃（ア）による清掃を行います。
 - b 操作盤のボタン、金属部分の手垢等の汚れを落とします。
 - c 扉および壁、鏡面を拭きムラが残らないように拭きます。
- (カ) トイレ清掃
 - a 床面は床面清掃（ア）による清掃を行います。
 - b 衛生陶器、洗面台は適正洗剤にて細部まで洗浄を行います。
 - c 小便器のある石床部分は常時、汚れていないように努めます。
 - d 屑入れ、汚物入れ等のゴミを収集して処理します。
 - e 随時、衛生消耗品を補充します。
 - f 鏡、手摺等の金属部分は乾拭きにて清掃し、汚れの著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。
 - g 落書き等があった場合は適正洗剤を用いて除去します。（ブース内に落書き対策用保護剤の効力がなくなったら新しく塗布します。）
 - h トイレの個室上部やトイレ出入り口の扉のある箇所については、換気口部分や扉の上部も含めて埃を除去します。
- (キ) シャワー室清掃
 - a 適正洗剤で鏡面、床を洗浄します。
 - b 状況に応じて換気扇や天井も拭きます。
 - c シャワーにて熱湯を鏡面、床等にかけます。
 - d 全体を乾いた布でムラなく、拭きます。
- (ク) 給湯室・流し台の清掃
 - a 流し台は適正洗剤を用いて洗浄、拭き上げをし、屑入れの内容物、生ゴミ等を除去します。

3階図書館棟側の給湯室については、施設利用者の使用があった際は、清掃を行います。

b 給湯室床面は床面清掃（ア）による清掃を行います。

(ケ) 畳・障子の清掃

A 畳は掃除機にて吸塵し、汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。

b 適宜、畳を拭きます。

c 障子は、はたき等で除塵し、乾拭き、または水拭きをします。

(コ) 什器・本棚・備品類の清掃

a 什器、本棚、備品類は、はたき等で除塵し、乾拭き、または水拭きをします。

b 机、椅子類は適宜、乾拭き又は水拭きをし、備品類の美化の作業を行います。

c 椅子の布部分の埃等を吸塵します。

d 館内の案内板等は、はたき等で除塵を行い、汚れが付着している場合は拭き取ります。

(サ) 壁面の清掃

はたき等で除塵し、汚れがあるところは壁自体に影響のない適正潜在により拭き取ります。

(シ) 階段の清掃

a 床の隅々まで除塵します。

b Pタイル部分は固絞りのモップにて拭きます。

c 汚れが著しい場合は固く絞ったモップにて拭き、除去します。

d ヒールマークは常時、除去するように努めます。

e 手摺等の金属部分は常時、光沢を保つように努める。

(ス) 屋上・バルコニー・外周り・駐車場等の清掃

a 拾い掃き清掃を主とし、全体的に巡回清掃をします。

b 側溝および排水溝を清掃し、正常な流れを保持します。

c 金属部分等は錆び等、汚れがないようにします。

d 壁面についた砂、クモの巣等を除塵します。

e 除草作業は必要に応じて適宜、行います。（植栽内を除く）

f ゴミ集積場は常に清潔にし、ゴミ搬出後は水洗いし、必要に応じて適正洗剤を用いて洗浄します。

(セ) シャッター清掃

a 板シャッター

適正洗剤で洗浄し、水洗い後、拭きます。

b パイプシャッター

(a) シャッター表面および周辺の埃をフラワークリーン等、またはバキュームで吸い取ります。

(b) 拭き上げを行い、汚れを除去します。

(ソ) 照明器具清掃

a はたき等で除塵します。

b 汚れの付着が著しい場合は拭き上げ作業を行います。

(タ) ゴミ処理業務

a 施設内外から出るゴミを回収し、指定場所に集積します。

b ゴミの分別処理を適正に行います。

c 生ゴミ用のバケツは、毎日、搬出後、洗浄し、清潔に保ちます。

d ゴミ搬出業者が搬出した後は、床および排出溝等を水洗いし、衛生的に保ちます。

(チ) アトリウムガーデン内の植栽および水槽周りの清掃

- a 植栽、水槽内のゴミを取り除きます。
- b 囲枠の除塵をします。
- c 汚れの付着が著しい場合は適正洗剤を用いて、汚れを除去します。

(ツ) 給排気口清掃

- a 給排気口表面及び周辺の埃をフラワークリーン等、またはバキュームで吸い取ります。
- b 汚損状況により、拭き上げ作業を行い、汚れを除去します。
- c 作業を行なった周辺の埃を除去します。

(テ) その他

- a ホール客席、控室、研修室、会議室、ホワイエ等は1日1回の作業に加え、利用のあった後は、洗面台、床面、黒板、屑入れ等の清掃を実施し、次の利用者に支障のないように原状回復に努めます。
- b 壁面、机等、落書きなどにより、重度に汚れた場合、作業する前に必ずテストを行い、極力建材を傷めないように汚れを除去します。

(3) 定期清掃業務

ア 業務時間帯

- (ア) 時間：午前7時から午後7時まで（原則として）
- (イ) 要領：別紙「清掃作業基準一覧表」をもとに実施します。

イ 作業基準等

(ア) 清掃範囲・清掃回数

清掃範囲および清掃回数は「清掃作業基準一覧表」のとおり

(イ) 清掃内容

a 弾性床材およびタイル類

- (a) 床面の除塵作業の後、適正洗剤で洗浄し、床面保護剤を塗布します。
剥離洗浄作業は適正な剥離剤を使用し、床面の古い保護剤の完全除去を行い、新しい床面保護剤を最低2回以上、塗布します。
- (b) 3階ブリッジ脇のPタイル部分は、週1回ドライまたはウエット方式にて、常に光沢を保つように努めます。

b カーペット

- (a) ウエット方式またはドライ方式にて実施します。
- (b) しみが残っている場合は、しみ抜き剤を用いて除去します。
- (c) ウエット方式は年2回とし、ドライ方式は回数に係らず計画的に実施します。

c 石床・陶板タイル

- (a) 床面を除塵します。
- (b) 適正洗剤を用いて洗浄を行います。
- (c) 年1回、石床専用の保護剤を塗布し、常に光沢を保つように努めます。

d ブラインド

- (a) ブラインドに積もった埃を除塵します。
- (b) 中性洗剤で洗剤拭きを行い、その後、水拭きを行います。

- e 木製デッキ（アトリウムガーデン内）
 - (a) 床面を除塵します。
 - (b) 適正洗剤を用いて洗浄を行います。
 - (c) 保護剤を塗布します。
- f 時計台・モニュメント
脚立または高所作業台を利用して拭き上げを行ない、汚れを除去します。
- g 支柱
 - (a) 脚立または高所作業台を利用して除塵を行います。
 - (b) 拭き上げを行い、汚れを除去します。
- h 閲覧室2階情報サービスコア上部
 - (a) 脚立または高所作業台を利用して除塵を行います。
 - (b) 拭き上げを行い、汚れを除去します。（照明も除塵し、拭きます。）
- i 食文化研修室換気扇（年6回）
 - (a) レンジフード内（ダンパーまで）を適正洗剤で洗浄し、油分等の汚れを除去します。
 - (b) フード内をきれいに拭きます。
 - (c) グリスフィルターを洗浄します。
 - (d) フード周りを斑にならないように丁寧に拭きます。
- j アトリウム上部開閉窓内部の床
 - (a) 床面を除塵します。
 - (b) 適正洗剤を用いて洗浄を行います。
- k ガラス
 - (a) ガラス用洗剤をガラス面に塗布し、スクイジーにて汚水が残らないように除去します。
 - (b) スクイジー除去しきれず残った部分は、乾拭きにて仕上げます。
 - (c) サッシの除塵、拭き上げを行います。
 - (d) アトリウムガーデン天井のガラス内側はトップライトゴンドラを利用して作業を行い、南側ガラスについてはメンテナンス梯子を利用して作業を行います。
- l コインロッカー（年6回）
拭き上げ作業を行います。また、ロッカー上部もしっかり拭きます。特に、染付いたにおいも除去するよう努めます。
- m 照明器具清掃（クの該当箇所は、除く）
 - (a) カサ状の照明器具については、年1回重点的に除塵します。
 - (b) はたき等で除塵します。
 - (c) 汚れの付着が著しい場合は、拭き上げ作業を行います。

清掃作業基準一覧表

階数	名称 (管理対象場所)	作業種別	面積 (㎡)	日常清掃 (回数)														定期清掃			
				床の除塵・吸塵清掃	床の拭き清掃	カーペットのしみ除去	机上・什器等拭き清掃	手摺拭き清掃	扉・取手・硝子の清掃	ゴミ処理	白板拭き清掃	衛生陶器の洗浄	洗面台・鏡の清掃	汚物入れ処理	消耗品補充	流し台洗浄	エレベーター清掃	シャワー室清掃	床面清掃	その他定期清掃	
1. 図書館棟内訳		床材質																			
1 F	グループ研修室	タイルカーペット	19.2	1/D		T			2/D										1/Y		
	情報サービスコア	タイルカーペット	49.7			T			1/D									2/D		1/Y	
	給湯室	ビニールタイル	27.6	1/D	1/D					2/D								2/D		6/Y	
	廊下D	ビニールタイル		1/D	1/D				1/D	2/D										6/Y	
	シャワー・脱衣室	ビニールタイル		1/D	1/D				1/D	1/D				1/D					1/D	6/Y	
	団体室	タイルカーペット	528.5	1/D		T			1/D											1/Y	
	整理作業室	タイルカーペット		1/D		T			1/D											1/Y	
	配本室	タイルカーペット		1/D		T			1/D											1/Y	
	障害者サービススタッフルーム	タイルカーペット	327.2	1/D		T			1/D											1/Y	
	要員室	タイルカーペット		1/D		T			1/D											1/Y	
	北側犬走り	磁器質タイル	172.8	2/D	T															6/Y	
東側スロープ	磁器質タイル	2/D		T															6/Y		
2 F	閲覧室(地域部門 STF ルーム等含)	フローリング	2,995.0	2/D			2/D		1/D												
	廊下G	フローリング	25.0	2/D						2/D											
	地域部門書庫	ビニールタイル	75.4	1/D																2/Y	
	情報サービスコア	タイルカーペット	49.7	1/D		T														1/Y	
	館長室	タイルカーペット	31.2	1/D		T			1/D											1/Y	
	管理事務室・会議室	タイルカーペット	72.1	1/D		T			1/D											1/Y	
3 F	廊下J・ラウンジ a、b	フローリング	350.0	2/D			1/D			2/D											
	小会議室	フローリング		1/D			1/D		1/D		1/D										
	研修室3	フローリング	64.0	1/D			1/D		1/D		1/D										
	静養室	緑甲板他	5.6	1/D	3/D		1/D		1/D												
		畳	6.0	1/D			1/D		1/D												
	和室	畳	25.5	1/D			1/D		1/D												
		緑甲板他	5.3	1/D	3/D		1/D		1/D												
	食文化・工芸研修室	長尺シート	162.7	1/D	3/D		1/D		1/D		1/D									6/Y	
	研修室1・2	タイルカーペット	124.7	1/D		T	1/D		1/D		1/D									1/Y	
	特別会議室	タイルカーペット	121.1	1/D		T	1/D		1/D		1/D									1/Y	
大研修室	タイルカーペット	182.6	1/D		T	1/D		1/D		1/D									1/Y		
学習推進室	タイルカーペット	52.1	1/D		T			1/D											1/Y		

清掃作業基準一覧表

階数	名称 (管理対象場所)	作業種別 床材質 面積 (㎡)	日常清掃 (回数)													定期清掃			
			床の除塵・吸塵清掃	床の拭き清掃	カーペットのしみ除去	机上・什器等拭き清掃	手摺拭き清掃	扉・取手・硝子の清掃	ゴミ処理	白板拭き清掃	衛生陶器の洗浄	洗面台・鏡の清掃	汚物入れ処理	消耗品補充	流し台洗浄	エレベーター清掃	シャワールーム清掃	床面清掃	その他定期清掃
B 1 F	2. 生涯学習センター棟内訳																		
	音楽スタジオ・前室	フローリング	62.0	1/D			1/D	1/D											
	パソコン研修室	タイルカーペット	116.4	1/D		T	1/D	1/D										1/Y	
	スタジオ	ビニールタイル	66.2	1/D	1/D			1/D										4/Y	
	多目的室・ラウンジカフェ	フローリング	60.7	1/D		T	1/D	1/D										1/Y	
	映像音声加工編集室	フローリング	88.6	1/D		T	1/D	1/D										1/Y	
	アナウンスブース・デジタル音楽室1.2他	フローリング	39.5	1/D		T	1/D	1/D										1/Y	
	ラウンジ・ポケットパーク	タイルカーペット	477.1	1/D		T	1/D	1/D										1/Y	
	事務室・前室 (スタジオ)	タイルカーペット	111.2	1/D		T	1/D	1/D										1/Y	
	ELV・PC 学習室前他廊下	ビニールタイル	109.0	1/D	1/D													2/Y	
	学習教材室	ビニールタイル	104.6	1/D	1/D				1/D									6/Y	
ドライエリア	磁器質タイル	6.2	1/D					1/D									1/Y		
小ホール・前室	タイルカーペット	102.6	1/D		T			1/D									1/Y		
プロジェクト室	ビニールタイル	19.9	1/2D														1/Y		
1 F	中央管理室	タイルカーペット	44.8	1/D		T		1/D										1/Y	
	返却本整理室	ビニールタイル	68.2	1/D	1/D			1/D										6/Y	
	廊下C・EV ホール (C)	ビニールタイル	99.2	1/D	1/D													6/Y	
	清掃員控え室	ビニールタイル	10.6	1/D				1/D	1/D	1/D			1/D					1/Y	
	清掃員控え室	畳	6.0	1/D														1/Y	
	清掃員控え室	緑甲板他	3.1	1/D														1/Y	
	風除室D・E	磁器質タイル	14.2	2/D	2/D			2/D										6/Y	
	書庫	ビニールタイル	42.7	1/W														1/Y	
	エントランスホール	天然ストレート石	505.2	2/D			1/D	2/D	3/D										3/Y
	ロッカールーム	天然ストレート石		2/D			1/D	2/D											3/Y
	廊下B (TEL コーナー含む)	天然ストレート石		2/D			1/D												3/Y
	廊下A	天然ストレート石	84.0	2/D			1/D												3/Y
	風除室b周辺	天然ストレート石		2/D				2/D											3/Y
	車椅子・ベビーカー置き場	天然ストレート石		2/D															3/Y
カフェ犬走り	天然ストレート石	215.0	2/D															3/Y	
風除室A・C	天然ストレート石		2/D				2/D											3/Y	
休憩コーナー	天然ストレート石		2/D				2/D	3/D										3/Y	
生学側犬走り・スロープ・通路	磁器質タイル	163.2	3/D	T					3/D									6/Y	

清掃作業基準一覧表

階数	名称 (管理対象場所)	作業種別	日常清掃 (回数)														定期清掃																		
			床の除塵・吸塵清掃	床の拭き清掃	カーペットのしみ除去	机上・什器等拭き清掃	手摺拭き清掃	扉・取手・硝子の清掃	ゴミ処理	白板拭き清掃	衛生陶器の洗浄	洗面台・鏡の清掃	汚物入れ処理	消耗品補充	流し台洗浄	エレベーター清掃	シャワー室清掃	床面清掃	その他定期清掃																
2. 生涯学習センター棟内訳		床材質	面積 (m ²)																																
1 F	生涯学習広場	タイルカーペット	279.1	1/D															1/Y																
	事務室	タイルカーペット				T				1/D										1/Y															
	休憩コーナー	フローリング	219.0	3/D					3/D	3/D																									
	厨房	エポキシ塗り床	42.0	カフェ内部 朝(開館前)1回 床清掃																															
	厨房事務室	長尺シート	24.6																																
	更衣室	長尺シート																																	
	サービス通路	長尺シート																																	
		アトリウムG平場(読書テラス含む)	木製デッキ	321.0	2/D			2/D	2/D	2/D										1/Y															
		アトリウムG階段	木製デッキ	227.1	2/D			2/D	2/D	2/D										1/Y															
	アトリウムG正面外部	木製デッキ	88.0	2/D			2/D		2/D																										
2 F	事務室	タイルカーペット	240.1	1/D					1/D										1/Y																
	スタッフラウンジ	タイルカーペット		1/D		T			1/D	2/D	2/D					2/D			1/Y																
	廊下F	タイルカーペット	172.8	1/D		T													1/Y																
	ロッカールーム(男女更衣室)	タイルカーペット		1/D		T			1/D										1/Y																
	調査・資料室	タイルカーペット	275.4	1/D		T	1/D		1/D										1/Y																
	事務室	タイルカーペット		1/D		T			1/D										1/Y																
	データ入力室	タイルカーペット		常駐者との協議により適宜実施																															
		ラウンジ・廊下E	フローリング	401.5	2/D			2/D		2/D																									
		テラス	フローリング		2/D			3/D	3/D	3/D	3/D																								
		ホワイエ	フローリング		1/D		1/D	1/D	1/D	1/D	・ホール内において は、1日1回の作業に加え、お客様の利用のあった後は、清掃を実施し、次の利用者に支障のないように原状回復に努める。																								
		控室	タイルカーペット	123.3	1/D		T	1/D		1/D											1/D								3/D	1/Y					
		廊下H・前室	タイルカーペット		1/D		T			1/D																				1/Y					
		ホール客室	フローリング	252.0	1/D			1/D		1/D																									
		前室 a	フローリング		1/D					1/D																									
	ステージ・ステージ袖	檜フローリング	185.0	1/D																															
	E Vホール	ビニールタイル	28.9	1/2D															3/Y																
	ピアノ庫	ビニールタイル		1/W															3/Y																
	書庫	ビニールタイル		1/W															3/Y																
	給湯室	ビニールタイル		1/D							2/D						2/D		4/Y																

清掃作業基準一覧表

5 / 7

階数	名称 (管理対象場所)	作業種別	面積 (m ²)	日常清掃 (回数)													定期清掃			
				床の除塵・吸塵清掃	床の拭き清掃	カーペットのしみ除去	机上・什器等拭き清掃	手摺拭き清掃	扉・取手・硝子の清掃	ゴミ処理	白板拭き清掃	衛生陶器の洗浄	洗面台・鏡の清掃	汚物入れ処理	消耗品補充	流し台洗浄	エレベーター清掃	シャワー室清掃	床面清掃	その他定期清掃
	2. 生涯学習センター棟内訳	床材質																		
2F	前室 b	ゴムタイル	71.3	1/D														3/Y		
	CPU室 (FAF)	メラミン化粧板	24.0	常駐者との協議により適宜実施																
3F	プレイルーム	タイルカーペット	57.1	1/D			1/D		1/D		左記に加え、利用のあった後は、清掃を実施							3/Y		
	展示ホール (ミーティングコーナー含む)	フローリング	216.0	1/D			1/D		1/D											
	事務室	タイルカーペット	151.1	1/D					1/D										1/Y	
	廊下 I	タイルカーペット	69.7	1/D					1/D										1/Y	
	ワーキングルーム (翻訳)・更衣室	タイルカーペット		1/D					1/D										1/Y	
	印刷デザイン室	ビニールタイル	25.5	1/D					1/D	1/D										3/Y
	書類室	ビニールタイル		1/D					1/D											3/Y
	AV室	ビニールタイル	68.4	1/D																2/Y
	EVホール	ビニールタイル		1/2D					1/2D											2/Y
	書庫	ビニールタイル		1/W																2/Y
	給湯室	ビニールタイル	14.7	1/D												2/D				4/Y
	調整室・キャットウォーク	タイルカーペット	65.4	1/2D					1/D											1/Y
	前室 a、b	タイルカーペット	14.7	1/2D					1/D											1/Y
ブリッジ a、b	ゴムタイル	243.6	2/D					2/D	2/D										12/Y	
テラス a、b、c	ゴムタイル		2/D					2/D	2/D										12/Y	

4 警備業務

(1) 業務の対象範囲・内容

本業務は、施設内の秩序及び規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、利用者の安全及び財産の保全を目的とし、「誰もが安心して利用できる施設」を目標として警備業務を実施します。

豊富な知識と経験を持つ自衛消防業務講習修了者を含む専門の警備員を、24時間・通年常駐させ、日中は常時、巡回・立哨・出入管理・カメラ監視等の対応を行うとともに、常に館内に目を配り、挙動不審者などへの警戒を行うことにより、利用者の安全確保に努めます。

(2) 常駐警備業務

ア 館内外警備

(ア) 警備人員および警備担当時間

常駐	日勤	1人以上	(8:00~22:00)
	全勤	2人以上	(8:00~翌8:00)

(イ) 従事者の資格等

- a 責任者として、常駐警備2級以上の資格を有する者を配置します。
- b 中央管理室においては、自衛消防業務講習修了者の有資格者を常時配置します。
(配置要員のうち、自衛消防業務講習修了者を登録し、急遽の欠員でも即時補充します。)

c 主要業務

- (a) 総合監視盤の監視業務
- (b) I T Vモニター監視業務
- (c) 関係者通用口における出入管理業務
- (d) 鍵およびセキュリティカードの授受・管理
- (e) 館内、外周の巡回および立哨警備業務
- (f) 開閉館業務
- (g) 警備に付帯する設備機器の操作・管理業務
- (h) 非常災害時の対処業務（施設利用者等の保護を含む）
- (i) 駐車場精算機の監視業務
- (j) その他委託者の注文、指示等による業務上必要と認められる業務

イ 第1駐車場

(ア) 警備人員および警備担当時間

常駐	日勤	1人以上	(8:00~21:15)
----	----	------	--------------

(イ) 業務を要しない日

全館休館日

(ウ) 主要業務

千葉市中央図書館・生涯学習センター第1駐車場

a 駐車場内の整理および出入誘導業務

混雑時や第1駐車場が満車の場合は、第2駐車場へ案内を行う等、交通の妨げにならないよう整理等行っていきます。

- b ゲート操作業務
- c 駐輪場および正面玄関附近の駐輪の整理および立哨
- d その他委託者の注文、指示等による業務上必要と認められる業務

ウ 第2駐車場警備

(ア) 警備人員および警備担当時間

常駐 日勤 1人以上(9:00~21:00)

(イ) 業務を要しない日

平日

(ウ) 主要業務

千葉市中央図書館・生涯学習センター第2駐車場

- a 駐車場内の整理および出入誘導業務
- b ゲート操作業務
- c その他委託者の注文、指示等による業務上必要と認められる業務

(3) 機械警備業務

ア 警報装置等の設置

(ア) 端末感知器(開閉感知器、感熱感知器等)を取り付けます。

(イ) 中央管理室において、各端末感知器等の監視を行います。

(ウ) 侵入、火災等の異常信号は通信回線(万一切断された場合でも異常としての通報ができる断線監視サービス機能付き)を通じて委託会社の集中監視センターで受信され、そこで侵入、火災等の信号を自動的に識別します。

イ 警備対象時間

(ア) 22:00~翌朝7:00を基本とします。(職員在館の状況に応じて)

(イ) 休館日において在館者のいない場合は終日

ウ 主要業務

異常信号を受信したらすみやかに現場に急行し、火災、盗難等による被害の拡大を防止し、事故を認知した段階で迅速に関係各所への通報、連絡を行います。

5 植栽維持管理業務

(1) 業務の対象範囲・内容

「千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針」に基づき、敷地内のすべての植栽を適切に保護・育成・処理することにより、豊かで美しい自然環境を維持します。

(2) 屋上屋外植栽維持管理業務

ア 樹木剪定

(ア) 方法

刈込みバサミや動力の刈込み機械を使用して生垣、下木および地被類の寄植地(寄せ植え部分)の刈込み作業(樹冠を刈り、縮小させる作業)を行い、整形された樹木の表面の枝葉をより密にし、より美しさを強調し、通風、採光をよくします。中木(ムクゲ)は、伸びが非常に良いため、剪定を行います。

(イ) 作業時期および回数

生垣、下木については、花が咲き終わり、春の新芽が伸び、生長が休止する6月頃に実施します。

地被類については、4月頃に刈り込みを実施します。

中木（ムクゲ）は落葉時期の2月頃に実施します。

イ 病害虫対策

(ア) 方法

病害虫の早期発見につとめ、物理的防除を優先します。やむを得ない場合のみ人通りの少ない早朝等を選び、風のないときを見計らって作業を行い、消毒後は防護柵を設置します。

(イ) 作業時期および回数

物理的防除は、適時実施します。

(3) アトリウム植栽維持管理業務

ア 高中低木剪定

(ア) 方法

自然樹形を基本とし、枝透かし剪定並びに枯れ枝、不用枝および弱小枝の撤去を行います。

(イ) 作業時期および回数

年2回、時期については生育状況を検討し、実施します。

イ 病害虫対策

(ア) 方法

病害虫の早期発見、物理的な防除を優先します。樹木の交換等については適宜、実施します。

(イ) 作業時期および回数

物理的防除（通年）

ウ 施肥

(ア) 方法

植栽樹ごとに肥料を計算し、じょうろ等により散布します。

(イ) 作業時期および回数

年2回、時期については生育状況を検討し、実施します。

エ 植栽排水口点検

(ア) 方法

専用工具により点検蓋を開け、目視により確認し、ゴミ等を除去します。

同時に植物等の生育状況を点検し、異常を発見した場合は、対応策を検討します。

(イ) 作業時期および回数

毎月1回実施します。（年12回）

オ 補植

(ア) 方法

植え替え等適切な形で行います。

(イ) 時期

随時

6 敷地内施設維持管理業務

【基本方針】

施設の利用者の安全を第一に考え、常に便利で快適に利用できるよう、千葉市生涯学習センター管理運営の基準に基づき、美観を維持し、駐車場及び駐輪場の性能、機能を最大限活かした管理をします。

(1) 業務の対象範囲・内容

駐車場、駐輪場建築物、その他下記に挙げる敷地内の施設の維持管理業務を行います。

(2) 一般的な維持管理業務

ア 次に挙げる施設は建築物保守管理業務にて実施します。

(ア) 駐車場地盤、および舗装面

(イ) 駐輪場建築物

(ウ) 時計台

(エ) モニュメント「新学の木」

(オ) 掲揚台

(カ) 玄関前看板類

(キ) 駐車場表示板

イ 外灯等電気設備は建築設備保守管理業務にて実施します。

ウ 敷地内設備の清掃は清掃業務にて実施します。

エ 敷地内設備の警備・案内は警備業務にて実施します。

(3) 駐車場機器の維持管理業務

ア 駐車場機器の常時正常稼動と、万一の機器故障時に迅速な復旧を図るために、保守点検を実施します。

イ 保守内容

(ア) 6ヶ月ごとに定期点検を実施します。

(イ) その他、機器の正常動作を保つ上で必要な点検を実施します。

(ウ) 万一の機器故障時には迅速な復旧を図ります。

7 環境衛生管理業務

(1) 業務の対象範囲・内容

ア 特定建築物の届出および建築物環境衛生管理技術者の選出

イ 維持管理計画等の作成

ウ 実施報告書、測定、検査等の記録書類関係の作成

エ 官公庁等の検査の立会い

オ 関係部署との連絡調整

(2) 空気環境測定

目的

空気環境測定業務は、室内環境の状況を正しく保ち、人の健康に影響があるか否かを判断する目的として実施します。

ア 測定を行う者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2項に定める空気環境測定実施者とし、館内17ポイントを測定します。

イ 測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を調査し、対応策を講じます。

ウ 室内については、各階毎に居室の適切な位置、床上75cm以上150cm以下の高さで測定し、外気については外気取り入れ口付近および1階出入り口付近で測定します。

なお、検査項目に関して別表のとおりです。

別表 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

項目名	環境条件	実施周期
(ア) 浮遊粉塵の量	空気1m ³ につき0.15mg以下	2ヶ月に1回
(イ) 一酸化炭素の含有率	6ppm以下	2ヶ月に1回
(ウ) 炭酸ガスの含有率	1000ppm以下	2ヶ月に1回
(エ) 温度	18度以上28度以下	2ヶ月に1回
(オ) 湿度	40%以上70%以下	2ヶ月に1回
(カ) 気流	0.5m/S以下	2ヶ月に1回
(キ) ホルムアルデヒドの量	空気1m ³ につき0.1mg以下	※注

注) 測定時期については新築、増築、大規模の修繕、大規模の模様替えの完了後、または、新しい備品、家具類を配置した場合のみ測定を実施し、当該建築物の使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間で実施します。

サンプリングの場所は各階ごとの任意の居室とし、時間帯は通常の使用時間とし、サンプリング時間は30分間とします。

(3) 水質検査業務

ア 飲料水の残留塩素の検査

(ア) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を測定し、当含有率が水道法施行規則に適合することを確認します。

(イ) 検査の周期は7日ごとに1回とし、基準は遊離残留塩素の含有率0.1ppm以上とします。

ただし、病原生物に著しく汚染されるおそれ等がある場合は含有率0.2ppm以上とします。

(ウ) 測定はDPD法、またはこれらと同等以上の精度を有する方法とします。

イ 飲料水の水質検査

項目	基準値	備考	点検周期
一般細菌 大腸菌群 硝酸性窒素および亜硝酸性 塩素物イオン 有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量) pH値 味 臭気 色度 濁度	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下 検出されないこと 10mg/L 以下 200mg/L 以下 3mg/L 以下 5.8 以上 8.6 以下 異常でないこと 異常でないこと 5 度以下 2 度以下		2 回/年
鉛およびその化合物 亜鉛およびその化合物 鉄およびその化合物 銅およびその化合物	0.01mg/L 以下 1.0mg/L 以下 0.3mg/L 以下 1.0mg/L 以下	重金属※	2 回/年
蒸発残留物	500mg/L 以下	蒸発残留物※	2 回/年

注) ※の 5 項目については、水質検査結果が適合していた場合にはその次の回に限り検査を省略します。

項目	基準値	備考	点検周期
シアン化物イオンおよび塩化シアン クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 塩素酸 臭素酸 トリクロロ酢酸 ホルムアルデヒド	0.01mg/L 以下 0.02mg/L 以下 0.03mg/L 以下 0.6mg/L 以下 0.01mg/L 以下 0.03mg/L 以下 0.08mg/L 以下		1 回/年
クロロホルム ジブロモクロロメタン ブロモジクロロメタン ブromoホルム 総トリハロメタン	0.06mg/L 以下 0.1mg/L 以下 0.03mg/L 以下 0.09mg/L 以下 0.1mg/L 以下	消毒副生物	1 回/年

注) 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回実施します。

(4) 簡易水道水検査

ア 受水槽の施設外観、水質検査、書類検査を水道法 34 条の 2 および同施行規則第 23 条に準じて行います。

イ 検査の周期は 1 年以内ごとに 1 回とします。

ウ 対象設備 受水槽 1 台

(5) 雑用水水質検査

ア 雨水再利用貯留槽から供給される水（雑用水）を下記の水質基準に基づき水質検査を行います。

水質項目	基準	点検周期
大腸菌群	検出されないこと	1回／2ヶ月
濁度	2度以下であること	1回／2ヶ月
遊離残留塩素	含有率0.1mg/L以上	1回／7日
pH値	5.8以上8.6以下	1回／7日
臭気	異常でないこと	1回／7日
外観	ほとんど無色透明であること	1回／7日

イ 採取場所は原則として、使用場所に最も近い水槽の出口付近等とします。

(6) 冷却塔および冷却水の水質検査

ア 冷却塔および冷却水で使用する水（雑用水）の水質検査を行い、水質基準に適合させます。

イ 水質検査項目は飲料水と同じ検査項目とし、検査周期は1年以内ごとに2回とします。

ただし、冷却塔および冷却水の使用期間が6ヶ月以内の場合は1回とします。

(7) レジオネラ属菌検査

冷却塔及び冷却水について、レジオネラ属菌の検査を運転開始後7日以内と運転期間内に1回検査を実施します。

(8) 害虫駆除業務

ア 目的

害虫防除業務は、害虫の防除、駆除を行って清潔な環境をつくり、精神的、社会的に良好な状態を維持することを目的とし、ネズミ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにネズミ等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ネズミ等の発生を防止するための防除を行います。

(ア) 防除作業を実施するに当たっては、建物内に常駐する各部署の担当者と十分に具体的な打ち合わせを行う他に、一般の施設利用者の為に回覧、表示等によって実施を知らせ安全について協力を要請します。

(イ) 作業実施に当たっては防除作業従事者の安全、施設や物品の安全等について点検し、安全であることを確認した後に作業を開始します。

(ウ) 作業中であっても常に安全について留意し、確認します。

防除作業が終了した時は、直ちにその作業の効果を確認します。確認した後、施設の養生、使用器具、害虫及び、ネズミの死骸等を回収し撤去します。

(エ) ネズミ等の害虫発生状況は設備巡回点検時においても注意を払い、その痕跡が認められる場合は、速やかに対応します。

イ 対象範囲は施設内とします。

8 備品等保守管理業務

市及び指定管理者の備品の保管管理を確実にを行うとともに、施設運営に支障をきたさないよう適宜整備を行い、それぞれの備品台帳により常に使用に適した良好な状態となるよう管理します。

(1) 業務の対象範囲・内容

生涯学習センターに設置してある備品等の点検・保守を実施します。

(2) 仕様・水準

ア 点検・保守

備品等の点検・保守は随時点検を行い、不具合の生じたものは修繕等を行い、交換が必要なものは、速やかに届け出る。また、専門性を有するものは専門業者に別途保守を委託し、日常・定期点検及び調整・修繕を実施します。

指定管理者で整備した備品については、適宜更新等を行います。

イ 管理

指定管理者の備品は、単価2万円以上の物品（消耗品を除く）について、備品管理台帳を作成し、管理します。台帳の内容は、品名（メーカー名を含む）、数量、金額、設置場所します。

市の備品は、市の備品台帳に基づき適正に管理します。

(3) 点検箇所・点検方法

ア 3階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
事務室	事務机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	ロッカー	破損、汚れ		
	パソコン・ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	
	コピー機	破損、動作確認		
	電話設備機器	破損、動作確認		
各研修室	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	A V・ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	随時
	電話設備機器	破損、動作確認	動作点検	年2回
食文化研修室	食器・什器・調理器具類	破損、汚れ、動作確認	目視、	随時
	ネットワーク機器	動作確認	動作点検	
	電話設備機器	破損、動作確認	動作点検	年2回
印刷デザイン室	机・棚・台車	破損、汚れ	目視	随時
	大型プリンタ等	破損、動作確認	動作点検	

イ 2階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
事務室	事務机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	パソコン・ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	年2回
	電話設備機器	破損、動作確認		
ロッカー室	ロッカー	破損、汚れ	目視	随時
調査・資料室	書架	破損、汚れ	目視	随時
	机・椅子	破損、汚れ		
	コピー機・ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	随時
	蔵書無断持ち出し防止装置	破損、動作確認		
ホール	フルコンサートピアノ	破損、調律	動作点検	年4回
	AV機器・ネットワーク機器	破損、動作確認		随時
	舞台用装置	破損、動作確認		随時

ウ 1階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
中央管理室	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	金庫	破損、汚れ		
利用受付	パソコン・ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	随時
	コピー機	破損、動作確認		年2回
	電話設備機器	破損、動作確認		
生涯学習広場	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	パンフレット架	破損、汚れ		
	書架	破損、汚れ		
エントランス	車椅子・ベビーカー	破損、動作確認	動作点検	随時
	傘立て	破損	目視	
	コインロッカー	破損、汚れ		
休憩コーナー	テーブル、椅子	破損、汚れ	目視	随時
	デジタルサイネージ・ネットワーク機器	動作確認	目視・動作確認	随時

エ 地下1階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
事務スペース	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	パソコン・ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	年2回
	電話設備機器	破損、動作確認		
各研修室	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	A V機器	破損、動作確認	動作点検	随時
	パソコン	破損、動作確認		
	ネットワーク機器	破損、動作確認	動作点検	随時
ポケットパーク ブラウジングカフェ	机・椅子・フロアクッション、 タブレット	破損、動作確認	目視 動作点検	随時
学習教材室	プロジェクター	破損、動作確認	動作点検	随時
	16 ミリ映写機	破損、動作確認		
	16 ミリフィルム	破損、動作確認		
音楽スタジオ	楽器	破損、動作確認	動作点検	随時

オ その他

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
第2駐車場	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
管理小屋	ロッカー	破損、汚れ		

第6章 自主事業

1 学びのきっかけづくりと市民が集う場づくりの推進

(1) 学びのきっかけづくりの推進

学びの楽しさをベースとした、多くの市民が興味をもつ分野の講座やイベントを実施します。生涯学習に広く関心をもっていただくとともに、生涯学習の裾野を広げていくための各種講座を実施します。

区分	目的（ねらい）			
	事業名等	内容	対象	講座数 各定員
ア	民間事業者等との連携	民間事業者、NPO法人等と連携することで、幅広いテーマの講座を実施し、市民の多様な学習ニーズに対応する学習の機会を提供する。		
	関連講座	eスポーツ体験会 他 【連携】一般社団法人千葉市老人クラブ連合会 他	市民	4 未定
イ	博物館、大学等との連携	博物館や高等教育機関と連携して、多様な学びの機会を提供し、学び直しのきっかけづくりを提案する。		
	関連講座	生涯学習アカデミーちば	市民	1 100
		立正大学デリバリーカレッジ		1 未定
		東京情報大学連携公開講座		1
		ちば産学官連携プラットフォーム連携講座		1
		公民館連携オンライン講座		3
ウ	財団職員の専門性の活用	財団職員の持つ専門性を生かし、市民に学習の機会を提供する。		
関連講座	ちば埋文講座	市民	1 40	
	埋蔵文化財ロビー巡回展講座		1 40	
	写真で見る千葉市の遺跡展		1 —	
エ	ちばが学べる施設紹介	各機関や団体ごとに提供されていた「ちば」に関する生涯学習施設の情報を集約し、アトリウムガーデンを活用して市民に提供する。		
	展示・資料掲示	「ちば」に関する事業情報や施設案内情報 展示 【連携】加曽利貝塚博物館、郷土博物館、千葉市観光協会等	市民	1 —

(2) 市民が集う場づくりの推進

生涯学習の拠点施設として、市民により身近な施設となり、幅広い世代の市民が気軽に立ち寄る機会となる講座やイベントを実施します。

区分	目的 (ねらい)				
	事業名等	内容	対象	講座数	各定員
ア	イベントの開催	生涯学習センターの認知度向上及び、家族とのふれあい、地域とのつながり、子どもの居場所づくりを推進する。			
	ゴールデンウィークイベント	コンサートの開催	市民	1	未定
	夏休み特別イベント	イベント等の開催	市民	1	未定
	千葉公園商店街連携イベント	千葉公園商店街が実施する千葉公園通り歩行者天国で、イベントを実施する。	市民	1	未定
イ	コンサート等の開催	千葉市や千葉県にゆかりのあるアーティストによるコンサートや千葉のアマチュア落語会等を開催することで、幅広い世代の市民が気軽に施設に立ち寄る機会を提供する。			
	関連コンサート等	やすらぎのアトリウムコンサート	市民	5	200
		ちば映画祭定期上映会		1	60
		弁天 de 落語会		1	100
		まちかど寄席		1	200
ウ	新鮮野菜市等の開催	千葉市園芸協会及び地域団体と連携して野菜や手芸品などの販売を通して、生涯学習センターへの集客を図る。			
	関連事業	千葉市園芸協会による新鮮野菜市の開催	市民	1	—
		千葉県聴覚障害者協会らいおん工房による野菜や手芸品などの販売		1	
		姫農(めのう) MENOU(印旛地域の女性農業者グループ)による野菜・加工品の販売		1	

第7章 モニタリング

1 モニタリング実施計画

利用者ニーズに即した管理運営を行うため、施設、設備、サービス等に関する評価項目（5段階）を入れた利用者アンケート、講座内容等の満足度（4段階）を記述する受講者アンケート、自由記述の意見等利用者モニタリングを行います。得られた結果については、評価項目別に集計、分析し、施設の管理運営に反映させ、市民、利用者に確実にフィードバックします。

2 利用者懇談会の実施

利用者、市内小・中学校関係者及び学識経験者等との意見交換会の場として、利用者懇談会を開催し、施設に対する評価や新たなニーズを把握することにより管理運営の充実に努めます。

3 第三者評価の実施

生涯学習センターの学習事業について、自己点検、自己評価を行い、当該結果について外部有識者からの第三者評価を受けることにより、事業改善に役立てます。